

平成25年3月25日

1. 出席議員

1 番	中 村	一 堯	9 番	徳 村	博 紀
2 番	稲 富	雅 和	10 番	福 井	正
3 番	勝 屋	弘 貞	11 番	水 頭	喜 弘
4 番	竹 下	勇	12 番	橋 爪	敏
5 番	角 田	一 美	13 番	中 西	裕 司
6 番	伊 東	茂	14 番	松 尾	征 子
7 番	松 本	末 治	15 番	松 尾	勝 利
8 番	光 武	学			

2. 欠席議員

16 番 橋 川 宏 彰

3. 本会議に出席した事務局職員

事 務 局 長	谷 口	秀 男
局 長 補 佐	中 尾	悦 次
管 理 係 長	西 村	正 久

4. 地方自治法第121条により出席した者

市	長	樋	口	久	俊
副	市長	北	村	和	博
教	育長	江	島	秀	隆
総務部長兼総務課長		藤	田	洋	一郎
市民部長		迎		和	泉
産業部長		中	川		宏
建設環境部長		平	石	和	弘
会計管理者兼会計課長		中	村	博	之
企画課長兼選挙管理委員会事務局長		打	上	俊	雄
財政課長		寺	山	靖	久
市民課長		田	中	一	枝
市民課参事		有	森	弘	茂
税務課長		大	代	昌	浩
福祉事務所長		橋	村		勉
保険健康課長		栗	林	雅	彦
農林水産課長兼農業委員会事務局長		中	村	信	昭
農林水産課参事		橋	口		浩
商工観光課長		有	森	滋	樹
まちなみ建設課長		森	田		博
環境下水道課長		福	岡	俊	剛
水道課長		松	本	理	一郎
教育次長兼教育総務課長		中	島		剛
生涯学習課長兼中央公民館長		土	井	正	昭
同和対策課長兼生涯学習課参事		松	浦		勉
監査委員		植	松	治	彦

平成25年3月25日（月）議事日程

開 議（午前10時）

- 日程第1 議案の追加上程（市長の提案理由説明）
- 日程第2 議案第32号 専決処分事項の承認について（鹿島市固定資産評価審査委員会委員の選任について）（質疑、討論、採決）
- 日程第3 議案第33号 鹿島市固定資産評価審査委員会委員の選任について（質疑、討論、採決）
- 日程第4 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について（質疑、討論、採決）
- 日程第5 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について（質疑、討論、採決）
- 日程第6 議案第8号 鹿島市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について（委員長報告、質疑、討論、採決）
- 日程第7 議案第9号 鹿島市都市公園に係る移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置基準に関する条例の制定について（委員長報告、質疑、討論、採決）
- 日程第8 議案第10号 鹿島市道路構造の技術的基準に関する条例の制定について（委員長報告、質疑、討論、採決）
- 日程第9 議案第11号 鹿島市道路標識の寸法に関する条例の制定について（委員長報告、質疑、討論、採決）
- 日程第10 議案第12号 鹿島市移動等円滑化のために必要な市道の構造基準に関する条例の制定について（委員長報告、質疑、討論、採決）
- 日程第11 議案第13号 鹿島市準用河川管理施設等の構造上の技術的基準に関する条例の制定について（委員長報告、質疑、討論、採決）
- 日程第12 議案第14号 鹿島市市営住宅等の整備基準に関する条例の制定について（委員長報告、質疑、討論、採決）
- 日程第13 議案第15号 鹿島市水道事業布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例の制定について（委員長報告、質疑、討論、採決）
- 日程第14 議案第16号 鹿島市小規模水道条例の制定について（委員長報告、質疑、討論、採決）
- 日程第15 議案第1号 平成25年度鹿島市一般会計予算について
議案第2号 平成25年度鹿島市公共下水道事業特別会計予算について
議案第3号 平成25年度鹿島市谷田工場団地造成・分譲事業特別会計予算について
議案第4号 平成25年度鹿島市国民健康保険特別会計予算について

議案第5号 平成25年度鹿島市後期高齢者医療特別会計予算について

議案第6号 平成25年度鹿島市給与管理特別会計予算について

議案第7号 平成25年度鹿島市水道事業会計予算について

(委員長報告、質疑、討論、採決)

日程第16 議員提案第3号 鹿島市日本酒で乾杯を推進する条例の制定について(質疑、討論、採決)

日程第17 意見書第2号 有明海の再生につながる諫早湾干拓潮受堤防排水門の開門調査の前倒し実施等を求める意見書(案)について(質疑、討論、採決)

日程第18 農商工連携推進特別委員会 報告

日程第19 まちなか活性化特別委員会 報告

日程第20 鹿島ニューディール構想調査特別委員会の設置に関する動議(質疑、討論、採決)

日程第21 閉会中継続調査申出

午前10時 開議

○副議長(松尾勝利君)

おはようございます。ただいまから本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元の日程表どおりといたします。

この際、事務局長をして諸般の報告をいたさせます。谷口事務局長。

○議会事務局長(谷口秀男君)

諸般の報告をいたします。

本日、市長から議案2件、諮問2件の追加提出がっております。議案番号、議案名は、お手元に配付いたしております議案書(その2)の目次に記載のとおりでございます。

次に、監査委員から平成24年度に係る平成25年1月分の出納検査結果に関する報告がっております。その写しをお手元に配付いたしております。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第1 議案の追加上程(市長の提案理由説明)

○副議長(松尾勝利君)

それでは、日程第1. 議案の追加上程であります。

議案第32号から議案第33号の2議案及び諮問第1号から諮問第2号までの2件を一括して上程いたします。

市長の提案理由の説明を求めます。樋口市長。

○市長（樋口久俊君）

おはようございます。本定例会に提案をいたしておりました議案につきましては、慎重に御審議をいただいておりますことに厚くお礼を申し上げます。

本日、追加提案をいたします議案は人事案件4件でございます。

それでは、提案理由の要旨について申し上げます。

まず、議案第32号 専決処分事項の承認について（鹿島市固定資産評価審査委員会委員の選任について）申し上げます。

現委員白川幸一郎さんの任期が平成25年2月16日をもって満了することに伴いまして、引き続き白川幸一郎さんを選任するものとして2月15日付で専決処分をいたしましたので、地方自治法第179条第3項の規定により報告をし、議会の承認を求めるところでございます。

次に、議案第33号、同じく鹿島市固定資産評価審査委員会委員の選任について申し上げます。

委員でございました石橋孝教さんが平成25年2月18日をもって辞職をされまして、その後任者として森田義典さんを選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意をお願いするものでございます。

なお、任期につきましては、前任者の残任期間であります平成26年12月24日までとなります。

次に、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について申し上げます。

これまでの森田寛さんの任期は平成24年9月30日をもって満了しておりましたが、後任者として宮津彰子さんを推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものでございます。

最後に、諮問第2号、同じく人権擁護委員候補者の推薦について申し上げます。

現委員の福田節子さんの任期が平成25年6月30日をもって満了することに伴いまして、引き続き福田節子さんを推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものでございます。

以上、追加提案をいたしました議案の説明を終わりますが、よろしく御審議をいただきますようお願いを申し上げます。

以上でございます。

○副議長（松尾勝利君）

お諮りします。議案第32号から議案第33号の2議案及び諮問第1号から諮問第2号までの2件は、会議規則第36条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（松尾勝利君）

御異議ないものと認めます。よって、議案第32号から議案第33号の2議案及び諮問第1号から諮問第2号までの2件は委員会付託を省略することに決しました。

日程第2 議案第32号

○副議長（松尾勝利君）

次に、日程第2、議案第32号 専決処分事項の承認について（鹿島市固定資産評価審査委員会委員の選任）の審議に入ります。

お諮りします。本案は説明を省略し、直ちに質疑に入りたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（松尾勝利君）

御異議ないものと認め、説明を省略し、直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。14番議員松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

ただいま提案されました件について、質疑といたしますか、意見も申し上げたいと思いますが、私は長年、議員として活動している中で、人事案件がこういう状況で専決処分で行われたというのを知りません。今、説明はありませんでしたが、どういう理由でこういう状況をつくらなくてはいけなかったということはここで説明をすべきだと思いますので、説明をお願いします。

○副議長（松尾勝利君）

藤田総務部長。

○総務部長（藤田洋一郎君）

人事案件につきましては、慎重にも慎重の上の提案ということで心がけておるところでございますが、今回の固定資産評価審査委員の専決につきましては、私どもの単純な事務的なミスでこういう結果に至っております。

これをなぜこうなったかなということで我々もかなり反省をいたしまして、内部的に意見聴取を行いまして、やはり今後は一人の係だけのチェックではなくて、二重のチェック体制が必要だろうということで、今後はこういうことがないように十分なチェックを果たしながら丁寧な提案をさせていただきたい、そのように思っております。本当に申しわけございませんでした。

○副議長（松尾勝利君）

14番議員松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

ただいまの御説明のとおり、単純な事務的なミスでというようなことがありましたが、私はいつも申し上げておりますが、今の市の機構のあり方、それから職員の定数削減の問題、

やっぱりこういう問題が大きな影響を及ぼしてきていると私は思います。当初、部制度が発足しましたときにも、部制度をつくることによって誰もが同じように内部の仕事もできるようになるしとか、いろんな説明もありましたが、まさにそういうことでなくて、一部の人に一つの仕事がのしかかってくる、ほかの人にはわからないという状況というのがずっと続いてきていると思います。そういう流れの中で、私はやっぱり今度の問題については起きるべくして起きてきたんじゃないかと。人事案件ですから、本当に大事な問題ですよ。ただ、人事案件だけならいいわけですがね、もっと市民の命や健康にかかわる問題だって、こういうミスが起きたら、それこそ大変になると思うんです。

私はいつも申し上げておりますが、やっぱり市の職員の体制、それから人員の増というのを図りながら、本当に市民サービスに徹することができるような体制をつくっていただくことをお願いしたいと思います。特に、きょう人事の発表がありました。本当にあの新聞発表を見て、みんなびっくりしていますよ。一人の人がこれだけの任務が与えられるのかと。こういう中で、こういうミスが起きるといことは本当に考えられるといけないことですが、誰でも人間ですから、いろんな問題は起きるわけですが、しかし、そういうことのないような体制づくりすることこそね、今後、起きないようにしますと今の体制で言ったって信用できないわけですから、ぜひそういう形で進んでいただくことをお願いして、私の発言を終わりたいと思います。

以上です。

○副議長（松尾勝利君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（松尾勝利君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（松尾勝利君）

討論を終わります。

採決します。議案第32号 専決処分事項の承認について（鹿島市固定資産評価審査委員会委員の選任）は、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長（松尾勝利君）

起立全員であります。よって、議案第32号は提案のとおり承認されました。

日程第3 議案第33号

○副議長（松尾勝利君）

次に、日程第3．議案第33号 鹿島市固定資産評価審査委員会委員の選任についての審議に入ります。

お諮りします。本案は説明を省略し、直ちに質疑に入りたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（松尾勝利君）

御異議ないものと認め、説明を省略し、直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（松尾勝利君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（松尾勝利君）

討論を終わります。

採決します。議案第33号 鹿島市固定資産評価審査委員会委員の選任については、森田義典氏の選任について同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長（松尾勝利君）

起立全員であります。よって、議案第33号はこれに同意することに決しました。

しばらくお待ちください。

ただいまから鹿島市固定資産評価審査委員会委員の紹介があります。北村副市長よりお願いいたします。

○副市長（北村和博君）

私のほうから、ただいま鹿島市固定資産評価審査委員会委員として御同意をいただきましたお二方を御紹介いたします。

まず最初に、白川幸一郎様でございます。そして、手前のほうが森田義典様でございます。一言ずつ御挨拶をお願いいたします。

○固定資産評価審査委員（白川幸一郎君）

ただいま御同意いただきました白川でございます。今回、2期目、3年目になります。ますます研さんして、お役に立つように頑張りたいと思います。よろしく願いいたします。

○固定資産評価審査委員（森田義典君）

御同意いただきましてありがとうございます。森田義典と言います。よろしく願いします。

私のほうは能古見の筒口に住んでおりまして、平成5年に中木庭からダムの関係で移転を

したところでございます。ことしでちょうど20周年ということで、アニバーサリー・トゥエンティをことしは内輪でやりたいと考えております。よろしくお願ひしたいと思ひます。

○副市長（北村和博君）

どうもありがとうございました。（拍手）

皆様方よろしくお願ひいたします。

これで御紹介を終わります。

日程第4 諮問第1号

○副議長（松尾勝利君）

次に、日程第4．諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦についての審議に入ります。

お諮りします。本案は説明を省略し、直ちに質疑に入りたいと思ひますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（松尾勝利君）

御異議ないものと認め、説明を省略し、直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（松尾勝利君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（松尾勝利君）

討論を終わります。

採決します。諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦については、委員候補者として宮津彰子氏が適任であると認めることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長（松尾勝利君）

起立全員であります。よって、諮問第1号は委員候補者として適任であると認めることに決しました。

日程第5 諮問第2号

○副議長（松尾勝利君）

次に、日程第5．諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦についての審議に入ります。

お諮りします。本案は説明を省略し、直ちに質疑に入りたいと思ひますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（松尾勝利君）

御異議ないものと認め、説明を省略し、直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（松尾勝利君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（松尾勝利君）

討論を終わります。

採決します。諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦については、委員候補者として福田節子氏が適任であると認めることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長（松尾勝利君）

起立全員であります。よって、諮問第2号は委員候補者として適任であると認めることに決しました。

日程第6 議案第8号

○副議長（松尾勝利君）

次に、日程第6. 議案第8号 鹿島市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定についての審議に入ります。

去る3月5日の本会議において文教厚生産業委員会に付託されました議案第8号 鹿島市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について、文教厚生産業委員会の審査結果はお手元に配付いたしております委員会審査報告書写しのとおりであります。

平成25年3月8日

鹿島市議会

議長 橋川宏彰様

文教厚生産業委員会

委員長 松本末治

文教厚生産業委員会審査報告書

平成25年3月5日の本会議において付託されました議案第8号「鹿島市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について」は、3月8日に委員会を開き、審査の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、会議規則第98条の規定により報告します。

委員長の審査経過及び結果の報告を求めます。文教厚生産業委員長松本末治君。

○文教厚生産業委員長（松本末治君）

おはようございます。去る3月5日の本会議において文教厚生産業委員会に付託されました議案第8号 鹿島市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について、審査状況及び結果について報告を申し上げます。

まず、議案第8号 鹿島市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定についてを執行部より次の報告を受けました。

条例制定の背景は、新型インフルエンザ等対策特別措置法が平成24年5月11日公布され、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において、政令で定める日に施行される。

平成21年に発生した新型インフルエンザの経験等を踏まえて、新型インフルエンザ対策の実効性を確保するため、国、県、市の役割や各種対策の法的根拠の明確化を行うものである。

目的は、病原性が高い新型インフルエンザ等が発生した際に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活や国民経済に及ぼす影響が最小となること。

市町村の役割。

新型インフルエンザ等対策特別措置法は、市町村に対して行動計画の策定、対策本部の設置などを求めており、新型インフルエンザ等が発生したときは、政府対策本部が策定する基本的対処方針に基づき、みずからその区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施するなどの責務を有することとされた。

委員会の質疑内容を報告します。

質問 この条例は、解説つきで条例化を考えていいのか。

答弁 解説つき条例ではない。

質問 条例の中に本部委員がある。法を見ると、副市長、教育長、消防長となっているが、広域の場合、幾つかにまたがって指定されたとき、消防署から分けて出動されるのか。

答弁 消防職員は消防長が任命することになっているので、消防吏員が派遣される。

質問 SARSのときつくった組織と鳥インフルエンザや防疫・防災組織との兼ね合いはどうなっているのか。上位法があるのか。

答弁 SARSのときつくった組織と同様の形になる。それぞれが対等の立場、災害対策本部のインフルエンザ版と考えていい。

質問 第5条の第3項で、部に部長を置き、本部長が指名する。本部員がこれに当たるのか。本部員は部員となるのではないのか。

答弁 防疫、運輸、交通、一般職の部員になれる。

同じく答弁 本部と実働部隊、本部員が部に入って行動する。

質問 そういうことであれば、それでいい。

質問 第3条の組織、第5条の部について表現が複雑になっているが。

答弁 条例の形がある。国から示され、県も2月定例会で同じ表現で制定している。

質問 費用について、全員が受診する場合、鹿島市で負担するのか。

答弁 費用については、法律で国2分の1、県4分の1、市4分の1となっている。

質問 指定された場合、個人負担はないか。

答弁 ない。

質問 上部組織がつくられるが、被害に遭った人は手が回らない。地域の中にも連携ができる体制をとらなければならないのではないか。

答弁 災害対策本部でも、区長、民生委員、消防団など検討されている。それでも足りない場合は、区長を通じて地域防災組織設置をお願いしている。インフルエンザは目に見えなくて難しいが、検討させていただきたい。

質問 インフルエンザがはやり出したとき、風邪にかかった時点で診察のPRが必要と思う。予防注射は行政で持ってほしい。

答弁 なるべくそうしたい。現在は助成制度で対応している。

質問 ニューディール構想に危機管理センターがあるが、これもその中に設置されるのか。

答弁 そこまで具体的には検討していない。保健所が残っていたらできていたと思う。道路通行制限など、県とのつながりではやっていくことになる。

要望になりますけど、新世紀センターの構想もある。組織集約が理想。組織づくりにもかかわってもらいたい。

質問 予防接種のやり方は。

答弁 実施要綱がないので、今から検討することになる。

質問 集会、大会等で行動が制限される。医療機関との連携が必要となる。予防接種のやり方は検討する必要がある。

答弁 計画を制定後、平成25年度中に国、県へ要望したい。

質問 平成25年度行動計画の予算はつくのか。

答弁 つかない。

質問 発生したとき、市民はパニックに陥る。予防として、シミュレーションビデオを作成し、ケーブルテレビで知らせるなど必要ではないか。

答弁 マニュアルができれば検討する。補正でも対応する。前回、平成21年4月にインフルエンザ発生時の対応として、対策本部設置、チラシ全戸配布やこどもクリニック用の防護服準備、市庁舎に消毒液設置、ポスター掲示、イベントでのチラシ配布、市職員の朝昼検温を実施し、国のマニュアルを参考にした。

質問 市、住民、地区の連携がとれるようお願いしたい。負担については、国、県、市がある。行動計画策定時、県との連携を入れられるのか。

答弁 県の役割は決まっている。県が行動計画策定。市との連携も決まっている。

同じく答弁 鳥インフルエンザ、口蹄疫等では、1市だけではなく、県から関係市町と協

力することは示されている。今後、具体的に県から示されると思う。

質問 第4条の会議について、医師会との連携が図られるとあっていいのか。

答弁 連携をとらない限り、できない。

以上の質疑の後、討論、採決した結果、議案第8号 鹿島市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定については、文教厚生産業委員会において起立全員で採択されました。

以上、報告を終わります。

○副議長（松尾勝利君）

ただいまの委員長報告に対し、質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（松尾勝利君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（松尾勝利君）

討論を終わります。

採決します。議案第8号 鹿島市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定については、委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長（松尾勝利君）

起立全員であります。よって、議案第8号は提案のとおり可決されました。

日程第7 議案第9号

○副議長（松尾勝利君）

次に、日程第7. 議案第9号 鹿島市都市公園に係る移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置基準に関する条例の制定についての審議に入ります。

去る3月5日の本会議において総務建設環境委員会に付託されました議案第9号 鹿島市都市公園に係る移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置基準に関する条例の制定について、総務建設環境委員会の審査結果はお手元に配付いたしております委員会審査報告書写しのとおりであります。

平成25年3月8日

鹿島市議会

議長 橋 川 宏 彰 様

総務建設環境委員会

総務建設環境委員会審査報告書

平成25年3月5日の本会議において付託されました議案第9号「鹿島市都市公園に係る移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置基準に関する条例の制定について」、議案第10号「鹿島市道路構造の技術的基準に関する条例の制定について」、議案第11号「鹿島市道路標識の寸法に関する条例の制定について」、議案第12号「鹿島市移動等円滑化のために必要な市道の構造基準に関する条例の制定について」、議案第13号「鹿島市準用河川管理施設等の構造上の技術的基準に関する条例の制定について」、議案第14号「鹿島市市営住宅等の整備基準に関する条例の制定について」、議案第15号「鹿島市水道事業布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例の制定について」及び議案第16号「鹿島市小規模水道条例の制定について」は、3月8日に委員会を開き、審査の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、会議規則第98条の規定により報告します。

委員長の審査経過及び結果の報告を求めます。総務建設環境委員長福井正君。

○総務建設環境委員長（福井 正君）

おはようございます。去る平成25年3月5日の本会議におきまして総務建設環境委員会に付託されました議案第9号 鹿島市都市公園に係る移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置基準に関する条例の制定についての審査経過及び結果について御報告申し上げます。

まず執行部より、制定理由は、平成23年8月に公布された地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部が改正され、都市公園移動等円滑化基準を条例で定めることとなったためである。

制定内容は、法により公園管理者等は特定公園施設の新設、増設、または改築を行うときは条例で定める基準に適合させなければならない。また、条例は主務省令で定める基準を参酌して定める。

制定の方針として、鹿島市はこれまでの公園施設整備において国交省や佐賀県の条例等の基準を参考に整備してきた。今後も国交省令の基準をそのまま参酌し、条例に制定いたしたい。

施行期日は、平成25年4月1日の予定である。

質疑の状況を御説明申し上げます。

質問 上位法の改正によるということだが、今後どれくらいの予算措置を考えているか。

答弁 新設は考えていない。遊具等の修理等を現在は考えている。

質問 入り口が数カ所ある場合は、全部基準どおりするのか。

答弁 少なくとも1カ所以上となっているため、駐車場から園内を回れるところが1カ所あればよい。

質問 勾配が5%から8%ということだが、地形的にとれないところはあるのか。

答弁 土地の選定については、公的施設をつくる場合は計画の段階で基準をクリアする場所選びが必要となる。

質問 子供たちにとって遊び場所としてはおもしろくないのでは。蟻尾山公園やみゆき公園などは、今後、公園整備ができないのでは。

答弁 緩い勾配をつけるところが1カ所あれば可能なので、それをクリアすればよい。

質問 屋根つき広場は鹿島にはないということだが、北公園は当たらないのか。また、芝生は規定外ということか。

答弁 北公園は管理棟である。芝生は規定外である。また、通路のみが規定のため、子供たちもおもしろいようにすることができる。

質問 蟻尾山公園は障害者が使いやすい状態になっているのか。陸上競技場はスロープ等が設置されているのか。また、都市公園と特定公園の違いは。

答弁 都市公園は都市計画法に基づいて整備したもの。特定公園は特定公園施設のことで、公園の中にある便所などを言う。

以上の質疑の後、討論を行い、採決を行いました。

採決の結果、議案第9号 鹿島市都市公園に係る移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置基準に関する条例の制定については、起立全員で提案のとおり採択されました。

以上、報告を終わります。

○副議長（松尾勝利君）

ただいまの委員長報告に対し、質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（松尾勝利君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（松尾勝利君）

討論を終わります。

採決します。議案第9号 鹿島市都市公園に係る移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置基準に関する条例の制定については、委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長（松尾勝利君）

起立全員であります。よって、議案第9号は提案のとおり可決されました。

日程第8 議案第10号

○副議長（松尾勝利君）

次に、日程第8．議案第10号 鹿島市道路構造の技術的基準に関する条例の制定についての審議に入ります。

去る3月5日の本会議において総務建設環境委員会に付託されました議案第10号 鹿島市道路構造の技術的基準に関する条例の制定について、総務建設環境委員会の審査結果はお手元に配付いたしております委員会審査報告書写しのとおりであります。

委員長の審査経過及び結果の報告を求めます。総務建設環境委員長福井正君。

○総務建設環境委員長（福井 正君）

去る3月5日の本会議におきまして総務建設環境委員会に付託されました議案第10号 鹿島市道路構造の技術的基準に関する条例の制定について、3月8日の委員会で審査をいたしました。

その審査経過及び結果について御報告申し上げます。

まず執行部より、制定理由につきまして、前議案と同じであるということの説明がございました。

条例の概要は、参酌の結果、①停車帯の幅員の基準について、道路構造令は2.5メートルであるが、これを1.5メートルとする。②交通量の少ない道路は、歩道幅員の例外規定を設け、2メートルを1.5メートルまで縮小できる。

施行期日は、平成25年4月1日の予定である。

以後、質疑及び採決を行いました。

その質疑の概要について説明いたします。

質問 交通量の少ない道路とは何台までの規定があるのか。

答弁 歩行者も余りいないような道路のことで、何台までという規定はない。

質問 2メートルを1.5メートルにしたら事故の心配はないのか。

答弁 例外規定であり、基本的に2メートル以上設ける。建物や傾斜の関係で工事費が削減できる場合などのときである。

質問 竹の木庭の道路は、この条例により、よくなるのか。

答弁 今後、拡幅する場合は検討するが、歩道は必ずつけることにはならないが、従来より、よくなる。

質問 例えば、市役所前の歩道は狭いが、この規定に当てはまるのか。

答弁 従来の基準でつくってあるので、この条例には当てはまらない。今後、検討していく必要がある。

質問 通学生など人通りが多く危険だが、拡幅する場合のみなのか。

答弁 水路等もあり、地元の要望もあっているので、現在検討中である。

質問 御神松線の停車帯とは、どこを言うのか。

答弁 歩道と車道との間に白いラインがあるが、そこを言う。

質問 3種や4種などの説明を。

答弁 4種は都市部（用途区域内にある）の道路である。それ以外を3種。また、級は一日どれくらいの交通量があるかどうかで決まる。例えば、中川内岩屋線は3種の4級、バイパスは4種の1級である。

以上の質疑の後、討論、採決を行い、議案第10号 鹿島市道路構造の技術的基準に関する条例の制定については、起立全員で提案のとおり採択することと決しました。

以上、報告を終わります。

○副議長（松尾勝利君）

ただいまの委員長報告に対し、質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（松尾勝利君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（松尾勝利君）

討論を終わります。

採決します。議案第10号 鹿島市道路構造の技術的基準に関する条例の制定については、委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長（松尾勝利君）

起立全員であります。よって、議案第10号は提案のとおり可決されました。

日程第9 議案第11号

○副議長（松尾勝利君）

次に、日程第9. 議案第11号 鹿島市道路標識の寸法に関する条例の制定についての審議に入ります。

去る3月5日の本会議において総務建設環境委員会に付託されました議案第11号 鹿島市道路標識の寸法に関する条例の制定について、総務建設環境委員会の審査結果はお手元に配付いたしております委員会審査報告書写しのとおりであります。

委員長の審査経過及び結果の報告を求めます。総務建設環境委員長福井正君。

○総務建設環境委員長（福井 正君）

去る3月5日の本会議におきまして総務建設環境委員会に付託されました議案第11号 鹿島市道路標識の寸法に関する条例の制定について、3月8日の委員会におきまして審査を行い、採決を行いました。

まず執行部より、制定理由につきましては全議案と同じであると。

条例の概要は、参酌の結果、国土交通省令で定めるものと同様の内容とする。

施行期日は、平成25年4月1日の予定である。

質疑の概要を説明いたします。

質問 これ道路標識を変える予定はあるのか。

答弁 市道は特になし。将来的には該当するところがある。

質問 標識は市の財源とするのか。

答弁 既製の標識以外は市で負担する。

質問 今回初めて変わるのか。

答弁 地域主権により自治体が独自に定めるということで制定する。

質問 景観を意識して独自の標識を市で定めることはできないのか。

答弁 観光案内看板などは考えられるが、標識は国で統一されているためできない。

質問 景観が壊れるための変更は。

答弁 その場合は自治体の裁量でよいとなっている。

以上の質疑の後、討論、採決を行い、議案第11号 鹿島市道路標識の寸法に関する条例の制定については、起立全員で提案のとおり採択されました。

以上、報告を終わります。

○副議長（松尾勝利君）

ただいまの委員長報告に対し、質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（松尾勝利君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（松尾勝利君）

討論を終わります。

採決します。議案第11号 鹿島市道路標識の寸法に関する条例の制定については、委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長（松尾勝利君）

起立全員であります。よって、議案第11号は提案のとおり可決されました。

日程第10 議案第12号

○副議長（松尾勝利君）

次に、日程第10、議案第12号 鹿島市移動等円滑化のために必要な市道の構造基準に関する条例の制定についての審議に入ります。

去る3月5日の本会議において総務建設環境委員会に付託されました議案第12号 鹿島市移動等円滑化のために必要な市道の構造基準に関する条例の制定について、総務建設環境委員会の審査結果はお手元に配付いたしております委員会審査報告書写しのとおりであります。

委員長の審査経過及び結果の報告を求めます。総務建設環境委員長福井正君。

○総務建設環境委員長（福井 正君）

去る3月5日の本会議におきまして総務建設環境委員会に付託されました議案第12号 鹿島市移動等円滑化のために必要な市道の構造基準に関する条例の制定について、総務建設環境委員会で慎重に審査を行い、採決を行いました。

その審査経過及び結果について御報告申し上げます。

まず執行部より、制定理由は前議案と同じである。

条例の概要は、参酌の結果、国土交通省令で定める基準のうち、立体横断施設、路面電車や防雪に係る施設などを除き、省令と同様の内容で条例において定める。

施行期日は、平成25年4月1日の予定である。

質疑。

質問 これは現在、唐津市のみと書いてあるが、鹿島市にはないのか。

答弁 現在は唐津市の一部のみ指定されている。

質問 停留所の規定になっているのは市内にあるのか。

答弁 このような規定になっているところは、まだない。

質問 今後つくる場合だけなのか。

答弁 今現在では駅前が考えられるが、今後、バリアフリー関係で必要になれば検討していく。

質問 唐津市はどういう理由で指定されたのか。

答弁 唐津市は交通バリアフリー計画を策定して、その基準に基づいて国の許可をとった。

質問 障害者駐車場とあるが、今までの条例にもあるのか。

答弁 今回は市道敷にした場合で、現在はない。今後は駅前広場が該当してくる。

質問 今あるのは、別の条例があるのか。

答弁 例えば、市営駐車場は路外駐車場法でバリアフリー化をしている。

以上の質疑の後、議案第12号 鹿島市移動等円滑化のために必要な市道の構造基準に関する条例の制定について、討論、採決の結果、起立全員で提案のとおり採択されました。

以上、報告を終わります。

○副議長（松尾勝利君）

ただいまの委員長報告に対し、質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（松尾勝利君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（松尾勝利君）

討論を終わります。

採決します。議案第12号 鹿島市移動等円滑化のために必要な市道の構造基準に関する条例の制定については、委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長（松尾勝利君）

起立全員であります。よって、議案第12号は提案のとおり可決されました。

日程第11 議案第13号

○副議長（松尾勝利君）

次に、日程第11. 議案第13号 鹿島市準用河川管理施設等の構造上の技術的基準に関する条例の制定についての審議に入ります。

去る3月5日の本会議において総務建設環境委員会に付託されました議案第13号 鹿島市準用河川管理施設等の構造上の技術的基準に関する条例の制定について、総務建設環境委員会の審査結果はお手元に配付いたしております委員会審査報告書写しのとおりであります。

委員長の審査経過及び結果の報告を求めます。総務建設環境委員長福井正君。

○総務建設環境委員長（福井 正君）

去る3月5日の本会議におきまして総務建設環境委員会に付託されました議案第13号 鹿島市準用河川管理施設等の構造上の技術的基準に関する条例の制定について、3月8日の委員会において審査を行いました。

その審査経過及び結果について御説明申し上げます。

まず執行部より、制定理由は前議案と同じである。

条例の概要は、参酌の結果、河川管理施設等構造令で定める基準のうち、ダム、揚水機場、伏せ越しなどを除き、また小河川における特例で独自基準を設け、その他のものは政令と同様の内容で条例において定める。

市内では東塩屋川を準用河川として指定している。

施行期日は、平成25年4月1日の予定である。

これより質疑の概要及び結果について御報告いたします。

質問 魚道はつくるようになっているのか。

答弁 魚道は国の環境問題などで法律の改正により、つくるようになっている。

質問 中川などは魚道をつくっているが、泥で埋まったりして役目を果たしていないようだが。

答弁 中川は2級河川で県の管轄であるが、要望があれば県に伝えていきたい。

以上の質疑の後、議案第13号 鹿島市準用河川管理施設等の構造上の技術的基準に関する条例の制定について、討論、採決の結果、起立全員で提案のとおり採択されました。

以上、報告を終わります。

○副議長（松尾勝利君）

ただいまの委員長報告に対し、質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（松尾勝利君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（松尾勝利君）

討論を終わります。

採決します。議案第13号 鹿島市準用河川管理施設等の構造上の技術的基準に関する条例の制定については、委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長（松尾勝利君）

起立全員であります。よって、議案第13号は提案のとおり可決されました。

日程第12 議案第14号

○副議長（松尾勝利君）

次に、日程第12. 議案第14号 鹿島市市営住宅等の整備基準に関する条例の制定についての審議に入ります。

去る3月5日の本会議において総務建設環境委員会に付託されました議案第14号 鹿島市市営住宅等の整備基準に関する条例の制定について、総務建設環境委員会の審査結果はお手元に配付いたしております委員会審査報告書写しのとおりであります。

委員長の審査経過及び結果の報告を求めます。総務建設環境委員長福井正君。

○総務建設環境委員長（福井 正君）

去る3月5日の本会議におきまして総務建設環境委員会に付託されました議案第14号 鹿島市市営住宅等の整備基準に関する条例の制定について、3月8日の当委員会において審査を行い、採決を行いました。

その審査経過及び結果について御説明申し上げます。

まず執行部より、制定理由は前議案と同じである。

条例の概要は、参酌の結果、公営住宅等整備基準で定める基準と同様の内容とし、公営住宅等整備基準で規定される共同施設以外の共同施設に関する規定を加えて条例として定める。

施行期日は、平成25年4月1日の予定である。

これより質疑の概要を御説明申し上げます。

質問 公共住宅は水洗トイレの設置が義務づけられているが、全てになっているのか。

答弁 水洗化しているのは末光・執行分住宅の72戸と浜の新方住宅の36戸である。

質問 それらは浄化槽か。

答弁 全て合併浄化槽である。

質問 今後整備されるのは下水道と接続するのか。

答弁 第5条に規定しているように、今後は下水道区域になると考えられるので、下水道と接続になる。

質問 テレビについて、共同アンテナで受信するのか、ケーブルテレビでいくのか。

答弁 ケーブルテレビでいくのか、まだ決めていない。共同方式になるのは間違いないが、ケーブルテレビは個人負担があるので、検討が必要。

質問 今後、ビルで建てるアパート方式か、一戸建て方式か。

答弁 敷地の関係でアパート方式になる。

質問 ビル方式にした場合、エレベーターは。

答弁 3階建て以上にした場合は必要と考える。ただし、エレベーターをつくと家賃に反映するので、2階建てを想定している。

以上の質疑の後、議案第14号 鹿島市市営住宅等の整備基準に関する条例の制定について、討論、採決の結果、起立全員で提案のとおり採択されました。

以上、報告を終わります。

○副議長（松尾勝利君）

ただいまの委員長報告に対し、質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（松尾勝利君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（松尾勝利君）

討論を終わります。

採決します。議案第14号 鹿島市市営住宅等の整備基準に関する条例の制定については、委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長（松尾勝利君）

起立全員であります。よって、議案第14号は提案のとおり可決されました。

日程第13 議案第15号

○副議長（松尾勝利君）

次に、日程第13. 議案第15号 鹿島市水道事業布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例の制定についての審議に入ります。

去る3月5日の本会議において総務建設環境委員会に付託されました議案第15号 鹿島市水道事業布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例の制定について、総務建設環境委員会の審査結果はお手元に配付いたしております委員会審査報告書写しのとおりであります。

委員長の審査経過及び結果の報告を求めます。総務建設環境委員長福井正君。

○総務建設環境委員長（福井 正君）

去る3月5日の本会議におきまして総務建設環境委員会に付託されました議案第15号 鹿島市水道事業布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例の制定について、3月8日の当委員会において審査を行いました。

その審査経過及び結果について御報告申し上げます。

まず、制定理由は、前議案と同じで、水道法の一部が改正されたためである。

条例の概要は、参酌の結果、政令で定める資格と同様の内容とする。

布設工事監督者を配置する工事は、水道法で規定する水道の布設工事とする。

施行期日は、平成25年4月1日の予定である。

以下、質疑及び採決を行いました。

まず、質疑の内容について御説明申し上げます。

質問 今までは条例はなかったのか。また、何の条例で行っていたのか。

答弁 地域一括法の改正によるもので、今までは水道法の施行令に基づいて行っていた。

以上の質疑の後、議案第15号 鹿島市水道事業布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例の制定については、討論、採決の結果、起立全員で提案のとおり採択するものとされました。

以上、報告を終わります。

○副議長（松尾勝利君）

ただいまの委員長報告に対し、質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（松尾勝利君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（松尾勝利君）

討論を終わります。

採決します。議案第15号 鹿島市水道事業布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例の制定については、委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長（松尾勝利君）

起立全員であります。よって、議案第15号は提案のとおり可決されました。

日程第14 議案第16号

○副議長（松尾勝利君）

次に、日程第14. 議案第16号 鹿島市小規模水道条例の制定についての審議に入ります。

去る3月5日の本会議において総務建設環境委員会に付託されました議案第16号 鹿島市小規模水道条例の制定について、総務建設環境委員会の審査結果はお手元に配付いたしております委員会審査報告書写しのとおりであります。

委員長の審査経過及び結果の報告を求めます。総務建設環境委員長福井正君。

○総務建設環境委員長（福井 正君）

去る3月5日の本会議におきまして総務建設環境委員会に付託されました議案第16号 鹿島市小規模水道条例の制定について、3月8日の当委員会において審査を行いました。

その審査経過及び結果について御報告申し上げます。

まず執行部より、制定理由は前議案と同じである。

市内においては、山古賀（上浅浦地区）、高仙寺（東三河内地区）、中川内・山下（中川地区）の3組合が該当する。

条例の概要は、佐賀県小規模水道条例と同様の内容とする。

施行期日は、平成25年4月1日の予定である。

これより質疑の経過について御説明申し上げます。

質問 3カ所は地下水か。

答弁 井戸水が1つ、湧き水が2つ。

質問 水質検査は。

答弁 22組合あるが、年4回水質検査をお願いしている。

質問 湧き水の場合、雨が降れば濁るが、その場合は問題ないのか。

答弁 湧き水になると濁りが発生し、不安定である。組合は苦慮されている。市としては、補助制度があるので、それで対処している。

質問 その補助率は。

答弁 新設の場合は40%、改良の場合は30%。

質問 改正があっても仕事は変わらないことでよいのか。

答弁 制定することで変わることはない。

質問 ダムの水を利用した場合、どれに当てはまるのか。

答弁 表の一番上にある水道事業（上水道）の区分に当てはまる。

質問 濁った水はどのようにろ過しているのか。

答弁 中川内はタンクの入り口のところにろ過装置をつけてある。

質問 東三河内はどうしているのか。

答弁 東三河内は距離が短く、濁りが少ない。また、タンク内の水槽でろ過している。

以上の質疑の後、議案第16号 鹿島市小規模水道条例の制定については、討論、採決の結果、起立全員で提案のとおり採択されました。

以上、報告を終わります。

○副議長（松尾勝利君）

ただいまの委員長報告に対し、質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（松尾勝利君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（松尾勝利君）

討論を終わります。

採決します。議案第16号 鹿島市小規模水道条例の制定については、委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長（松尾勝利君）

起立全員であります。よって、議案第16号は提案のとおり可決されました。

ここで10分程度休憩します。11時15分から再開します。

午前11時3分 休憩

午前11時15分 再開

○副議長（松尾勝利君）

休憩前に引き続き会議を開き、議案審議を続けます。

日程第15 議案第1号～議案第7号

○副議長（松尾勝利君）

次に、日程第15. 去る3月6日の本会議において新年度予算審査特別委員会に付託されました議案第1号から議案第7号までの7議案、平成25年度予算の審議に入ります。

議案第1号 平成25年度鹿島市一般会計予算について、議案第2号 平成25年度鹿島市公共下水道事業特別会計予算について、議案第3号 平成25年度鹿島市谷田工場団地造成・分譲事業特別会計予算について、議案第4号 平成25年度鹿島市国民健康保険特別会計予算について、議案第5号 平成25年度鹿島市後期高齢者医療特別会計予算について、議案第6号 平成25年度鹿島市給与管理特別会計予算について、議案第7号 平成25年度鹿島市水道事業会計予算についての新年度予算審査特別委員会の審査結果は、お手元に配付いたしております新年度予算審査特別委員会審査報告書写しのとおりであります。

平成25年3月18日

鹿島市議会

議長 橋川宏彰様

新年度予算審査特別委員会
委員長 中西裕司

新年度予算審査特別委員会審査報告書

平成25年3月6日の本会議において付託されました、議案第1号「平成25年度鹿島市一般会計予算について」、議案第2号「平成25年度鹿島市公共下水道事業特別会計予算について」、議案第3号「平成25年度鹿島市谷田工場団地造成・分譲事業特別会計予算について」、議案第4号「平成25年度鹿島市国民健康保険特別会計予算について」、議案第5号「平成25年度鹿島市後期高齢者医療特別会計予算について」、議案第6号「平成25年度鹿島市給与管理特別会計予算について」、及び議案第7号「平成25年度鹿島市水道事業会計予算について」の7議案については、3月11日に現地調査を、12日、13日、14日、15日、18日に審査を計6日間にわたり特別委員会を開き、審査の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、会議規則第98条の規定により報告します。

委員長から委員会における審査経過及び結果の報告を求めます。新年度予算審査特別委員長中西裕司君。

○新年度予算審査特別委員長（中西裕司君）

それでは、新年度予算審査特別委員長の報告を申し上げます。

去る3月6日の本会議において、本特別委員会に付託されました議案第1号 平成25年度鹿島市一般会計予算について、議案第2号 平成25年度鹿島市公共下水道事業特別会計予算について、議案第3号 平成25年度鹿島市谷田工場団地造成・分譲事業特別会計予算について、議案第4号 平成25年度鹿島市国民健康保険特別会計予算について、議案第5号 平成25年度鹿島市後期高齢者医療特別会計予算について、議案第6号 平成25年度鹿島市給与管理特別会計予算について、議案第7号 平成25年度鹿島市水道事業会計予算について、以上7議案について、また3月11日、議案関係5カ所の現地調査を行いました。1カ所目が市民会館打診検査業務委託事業、2カ所目が蟻尾山公園整備事業（クロカンコース維持管理、コース表示板設置ほか）、3カ所目が肥前浜宿街なみ環境整備事業、伝統的建造物群保存地区対策事業、4カ所目が鹿島市活性化施設整備事業（仮称アグリ・ラボ鹿島）、5カ所目が道の駅鹿島施設補修事業の計5カ所を調査いたしました。

12日から18日までの5日間、市長を初め、副市長、担当部課長、担当職員の出席を求め、正副議長を除く14名の議員による新年度予算審査特別委員会を開催し、慎重に審査を行いました。

冒頭に市長より、2年前に震災がありまして、私たちの国にいろんな意味で大きな影響を与えておりながら、なおかつまた想定ほど、その復興の実は上がっていないということで、私たちのまちにも陰にも陽にも影響を与えておりますけれども、そういうことも念頭に置きながら、私はやらなければいけないことはやらなきゃいかんというふうに思っておりますので、この中に盛り込んでおります事業につきましては、よろしく御審議をお願いしたいとの挨拶がありました。

まず初めに、各会計の予算の概要について申し上げます。

一般会計予算は総額12,648,000千円で、24年度当初予算と比較して2.2%増となり、経常的経費を極力圧縮し、第五次総合計画に盛り込まれている重要な政策的事業である定住促進、子育て支援、交流人口の拡大などの実現に向け、地域における中核都市としての復活を目指す「鹿島ニューディール構想推進型」の予算となっている。

歳入については、主要一般財源である市税が法人市民税や市たばこ税の増加などの要因により3.2%の増となる見込みであるが、しかし、地方交付税は国に準ずる地方公務員の給与削減が大きく影響し、全体枠で2.2%減額されていることから、臨時財政対策債を合わせた実質的な地方交付税については2.6%減で計上している。

歳出については、人件費、扶助費、公債費のいわゆる義務的経費は、扶助費の増加などにより3.5%増となっている。また、固定資産税評価がえなどに伴う経費の増加、民間保育所運営費や扶助費の増加などにより消費的経費全体では3.6%の増となっておるが、これらの

特殊要因を除けば、予算編成方針で示した経常経費の伸び率ゼロはほぼ実現している。

投資的事業については、全体で前年度比0.8%増で計上しており、うち単独事業は庁舎空調改修事業や定住促進対策事業などが終了した関係で4%減となっているが、補助事業については、住宅・道路事業、東部中学校改築事業などの関係で18%増となっている。このほか主な事業としては、農林水産関係では、鹿島市活性化施設整備事業、強い農業づくり交付金事業、土木関係では、肥前鹿島駅舎改築・駅前広場整備事業、社会資本整備総合交付金事業、消防関係では、新世紀センター（仮称）建設事業、教育関係では、小中学校耐震補強・改築事業、浅浦分校運動場排水対策事業などを計上している。これらの施策の主要財源である市税や普通交付税の動向には、なお不透明な部分もあるが、当初予算の編成段階では財政調整基金から約382,000千円、公共施設建設基金から375,000千円の繰り入れを計上しており、また市債で臨時財政対策債を460,000千円発行することで、一般財源所要額の確保を図っている。

今後、税収や地方交付税の動向を注視しながら、歳入確保の努力と歳出削減や効果的な事業運営の努力を続け、できる限り基金からの繰り入れを圧縮していくという説明がありました。

また、各部の新規事業や特徴的なものについて説明があり、総務部関係では、災害対策用備蓄品整備事業、防災行政無線デジタル化事業、新世紀センター（仮称）建設事業、防災基盤整備事業等です。市民部関係では、保育所整備事業、父子家庭医療費助成事業、子どもの医療費助成事業、母子自立支援事業、休日子どもクリニック運営事業、肝疾患検診事業、女性特有のがん検診推進事業、働く世代の大腸がん検診推進事業等です。教育委員会の関係では、小学校施設整備事業、小学校耐震補強大規模改造整備事業、中学校耐震補強事業・改築事業等です。建設環境部関係では、交通安全施設整備事業、JR肥前鹿島駅舎改築・駅前広場整備事業、肥前浜宿街なみ環境整備事業、地域密着型市道改修事業等である。産業部関係では、遊休農地解消支援事業、鹿島市活性化施設整備事業、イノシシ駆除対策事業、観光客誘致対策事業、道の駅鹿島運営事業、地場産業振興対策事業等である。

次に、公共下水道事業特別会計は予算総額968,235千円で、国民健康保険特別会計は予算総額4,163,188千円となっている。

後期高齢者医療特別会計は予算総額373,686千円となっている。

次に、水道事業会計予算については、給水収益は前年度比3,418千円の減で、511,350千円となっています。

主な事業として、地方公営企業会計制度が昭和41年以来、46年ぶりに大幅に見直し、改正されるため、これに伴う事前準備が必要となり、専門家の支援を受けるための委託業務、多良岳オレンジ海道配水設備整備事業で、これは多良岳オレンジ海道沿線に進められている活性化施設事業にあわせて配水管を新設する事業であり、久保山配水池改修事業等の予算化を

進めています。

以上、各部ごとに説明を受け、直ちに質疑に入り、質疑の主なものについて、その一部を報告いたします。

まず、第1号の一般会計についての質疑と答弁を申し上げます。

質疑 コンビニ収納がちょっとふえているが、この傾向というのはどこから来ているのか。

答弁 コンビニ収納については、平成18年度から始めている。年々ふえており、コンビニだと全国どこでも24時間納められる。口座で落ちなかった場合も2回目で口座落とししないので、納付書を送って納めてもらう形になるので、今の利便性と若い方などを考えると、コンビニ収納がふえていると思っている。24年度では合計の件数は2万8,000件ぐらいになると考えている。

質疑 先日、中学校であった裁判の件で、進捗状況とか対応とか新しい進展はあったのか。

答弁 報道であったとおり、第1回の口頭弁論が本年1月10日に開催されており、2回目は3月27日に予定をされている。1回目の口頭弁論の中では双方が意見書を申し述べただけという形で、通常、口頭弁論の1回目については事務手続が主なものであり、具体的にその後、進展したとかいうようなことはない。

質疑 トイレを洋式化するという事業があったけれども、公民館を見ていると、高齢者や障害者の方の利用者が多くなっている中で、手すりやスロープがまだまだ整備がなされていないような気がしているが、そういう事業を今後計画などしているのか。

答弁 洋式トイレは、あのときは経済対策ということで平成23年度の9月補正予算で行った。当然、公民館は公の施設なので、そういったバリアフリーを高齢者の方に優しい対策はしていくべきと思っている。

質疑 電子黒板で教育をされる先生方は、皆さんが電子黒板に精通されているのか。

答弁 毎年、どれくらい堪能かという調査はあっているが、今、手元に資料はないが、やはり一部には苦手な方がいる。何割とは言えないけれども、特に高齢の先生がなかなかそこまでいかない。若者たちはどんどん使っているという現状である。

質疑 電子黒板自体は小学校全部にもう行き渡っているのか。

答弁 今年度末現在の整備数でいうと、もう既に30台、小・中学校に入っている。大体1学年2台から3台ぐらいは入っている。今年度3台、浜小学校、古枝小学校と七浦小学校の3校に配置をするようにしている。

質疑 給食センターの職員の健康管理はどうしているのか。

答弁 検便のほうは月に2回行っている。調理員については、年に1回、病院のほうで検査をしている。それから、衛生管理については、トイレのほうを個室に流し、手洗い場を設置する等の衛生管理対策をとっている。

質疑 酒蔵ツーリズムは全て市内の中でいろんなイベントが行われ、昨年度が3万人、こ

としはもしかしたら5万人とか市外から来るかもわからないが、そういう中で、ふるさと納税のPRなどを何か考えているのか。

答弁 現在、具体的なふるさと納税のPR関係は今のところ行っていない。御指摘のとおり、そのイベント、イベントにいろんなことをやっていくのは大事なことだと思っているので、検討をしたい。

質疑 新指導要領の実施に伴い、昨年の4月から体育授業で武道が必須科、1、2年生に取り入れられている。鹿島の場合、柔道を取り上げているが、その理由はどういうところにあったのか。

答弁 鹿島のほうも何にするのかという話はあったと聞いている。その前段として、鹿島の西部中学校のほうで柔道の県からの委託事業があり、研究事業の中で、やはり柔道がいい。もちろん経費的な面もあったと聞いている。そういった中で、けがが多いとか、いろいろと問題はあったが、柔道のほうに決定していったと聞いている。

質疑 放課後子どもプラン事業で、ここでは体育館開放事業、浜、北鹿島、そして「ヒカルの碁」鹿島スクールの開催とあるが、この浜、北鹿島というのは「ヒカルの碁」をやるということか。

答弁 放課後子ども教室推進事業という事業に取り組んでいるところで、その中の一つが体育館開放事業、そしてもう一つが「ヒカルの碁」鹿島スクールということで、体育館開放事業は北鹿島体育館と臥竜ヶ岡体育館を、子供たちが放課後、安全に過ごせるようにということで平日の午後3時から午後5時までの体育館の開放としている。

質疑 市民会館の打診検査を見せてもらった。この本庁舎の分はタイルの上に鉄板が張ってあるが、どういった方法で打診検査がなされるのか。

答弁 打診検査については、鉄板とか張ってある部分については除いて、それ以外のタイルとか、そういう部分について行う。

質疑 この予算、スクラップ・アンド・ビルド方式、これを採用していると思うが、重立った点、特徴について。

答弁 今回の予算については、スクラップ・アンド・ビルド、基本的には経常経費を5%削減でということで各課にお願いし、予算編成を行ったところである。その結果、経常経費で圧縮できた金額が90,000千円ほど経常費でできている。これを新たないろんな経費に回していくと、第5次総関係を伸ばしていくという関係で一応行っているところである。

質疑 廃止路線代替バス、この運行経費だが、これも毎回議論になっているが、車種の変更の小型化とか、もう少し経費を抑えていく方法というのは議論されているのか。

答弁 廃止路線代替バスについても、今から市内循環バスの議論とあわせて検討をしていきたい。特に、今回考えていきたいのは、市内循環バスの接続関係をもう少し中心部

と周辺部の接続をうまくできれば、この廃止路線代替バスと市内循環バスが有効に結びついて活用できないか、その辺をことは検討したいと思っている。

質疑 消火栓の件に関して説明があり、執行分あたりに1カ所予定をしているということだが、4本のうち1本が計画されて、あと3本の計画はもう立てられているのか。

答弁 1カ所計画しているのは小舟津のほうになる。それから、もう1カ所は音成のほうから簡易水道組合の水道管に設置の要望があっているので、そちらのほうを対応したいと今考えている。

質疑 鹿島駅前の駐輪場に関する経費というのが上がっているけれども、管理しているのはどなたが管理されているのか。

答弁 シルバー人材センターのほうにお願いして、整理を行っている。

質疑 浄化センターとか、こういうところの管理委託料、これは従来の委託先と変わらないということか。

答弁 浄化センターのこの管理委託については、昨年、一応議会のほうで承認をいただいて、3カ年の契約ということで平成24年度から26年度までは同じ業者が一応管理業務を行っている。

質疑 老朽化した橋に取り組む設計と思うが、具体的にはどこの橋を想定しているのか。

答弁 この橋梁の点検は122橋あり、大学の先生などの意見を聴取しながら、総合的な判断をして点数をつけている。その中で、全体的には8橋ほど修繕が望ましいという状況に結果が出ましたけれども、基本的にはこの設計に3橋ほど予定をしております。

質疑 放課後児童対策の放課後児童クラブで高学年を対象にできないか。鹿島市独自で受け入れるという考えはないか。

答弁 放課後児童クラブについては、随時拡充をしてきたが、今現在、高学年、要するに4年生以上から6年生までに関しては障害児の受け入れはもちろんしている。今回、25年度については、遠距離の子供を対象にした拡充は行っている。今後も国、県の指導もあっているので、現在、検討中である。

質疑 健康保健手帳の交付が鹿島市は毎週水曜日の10時から10時半まで、何で水曜日だけ、しかも、10時から10時30分だけなのか。

答弁 水曜日は、原則水曜日ということで、平日の時間内であったら対応はしている。

質疑 特定健診ないし特定保健指導の実施率は、佐賀県内のほかの市町から比べて、鹿島市の取り組み状況はどうなのか。こういった位置にあるのか。

答弁 特定健診の受診率のほうは県内でも上位のほうに入っている。ただし、その後の特定保健指導、いわゆるあなたはメタボですよ、ですから、こういった運動をしてください、あるいはこういった教室に通ってくださいという教室をかなり開いているけれども、この設置参加率のほうはどっちかというと低い。

質疑 バンガローを解体した後、小さいコテージ、二、三人、五、六人用のコテージを建てるとか、そういう計画はされなくて、ただ解体するだけか。

答弁 50人用のバンガローなので、広い敷地になる。そこは駐車場として利用させていただきたい。

質疑 企業誘致の優遇措置については、地元雇用のため活用されているが、活用されていないと意味がないのではないか。

答弁 事業計画どおり進めていただきたいという希望は持っている。ただ、この4年前がちょうどリーマンショック後すぐぐらいで、一番厳しいときに進出していただいて、今まで頑張ってもらっていると思うので、今後に期待したいと思う。

質疑 GPSか何かレーダーをイノシシにつけることを昨年から計画されていると思うが。

答弁 GPSによる生態調査ということで、GPSつきの首輪を生け捕りをしたイノシシにつけて、どのような行動をするのかというところを実際調査する予定をしていたが、まだ実際の検証はできていない。

質疑 生産者が求める素牛を購入したいときに、補助についてはどのようになっているのか。

答弁 平成23年度から始まり、25年度まで3年目になります。これは畜産農家から要望があって始めた事業で、現在、市内に肥育牛の農家が10戸あります。来年度の予算でいくと27頭ですので、1戸当たり3頭程度導入できる。3年目なので、一応頭数あたりの見直しは必要と思っている。

質疑 民間木造住宅耐震診断事業補助金が425千円ほど、県の補助金等を取り入れた補助金があるけれども、民間の施設というのはどういった施設か。

答弁 この制度は国と県の補助を活用した制度で、旧耐震基準、昭和56年以前にできた民間の木造住宅の所有者が耐震診断をする場合に出す補助金の制度である。

質疑 交通安全施設（歩道整備）で、歩道設置は具体的にどこなのか。

答弁 歩道の設置は、北鹿島のJRのガード下が非常に狭く、それから先の歩道が未整備ということで、市道が非常に狭いので、考えているのは、通学路のため歩道をカラー舗装化し、車のほうにも見やすいような形で工事を行いたいと思っている。

次に、議案第7号、水道事業会計についての質疑を申し上げます。

質疑 東塩屋の配水池から今度の活性化施設まで持ってくると、1,130メートル配水をすることになるが、その途中で水道施設を利用することができるのか。

答弁 途中も同じく引き込みができるようになる。しかしながら、高いところ、結構畑は高低差があるので、高いところに行けば受水槽を設け、新たな増圧のポンプで施設内に配水や給水をするようになると思う。

質疑 給水の戸数はマイナス17となっているが、これは企業のどこかが少なくなるという

ことか。

答弁 鹿島市のほうで嬉野市の平山地区に給水を行っていたが、24年12月をもって鹿島のほうから嬉野市のほうへの給水の切りかえを行っている。この分、大体年間で20,000千円（512ページで訂正）程度の給水収益があったが、この分が少なくなるような状況である。また最近、アパートの新築等が多く行われており、この分で給水戸数の減少が少し抑えられているという状況になっている。

質疑 水源地が12カ所で、今、供給がなされているが、大体前から1万3,500トンぐらいは余力があるということを知っているが、現在の使用量は8,500トンぐらいで、かなり余力がある。そうすると、ダムの使用権は今話があるが、今のところダムの水を使うということは考えられないが、その辺はどういう考えか。

答弁 今、12本の地下水からくみ上げているということで、能力的には1万3,500トンの能力があるということで、大体平均が8,000トンぐらいの使用量があるということです。数字的には余力があります。今は地下水源が異常に枯渇したり、地下水が降下したりとかいう変化がないので、基本的には現状のままの地下水で継続をしていく考えである。

以上、本委員会に付託されました議案第1号から議案第7号までの7議案は、質疑終了後、討論、採決の結果、賛成多数で原案のとおり認定（512ページで訂正）することに決せられました。

以上をもちまして新年度予算審査特別委員長の報告を終わります。

○副議長（松尾勝利君）

議案第1号から議案第7号までの7議案の委員長報告に対し、一括して質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（松尾勝利君）

質疑を終わります。

一括して討論に入ります。14番議員松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

ただいま委員長のほうから第1号から第7号までの報告がありましたが、私は今回の25年度予算案については反対の態度をとりたいと思います。

まず、議案第1号です。

自民党政権が復活して、新しい予算が明らかになりました。まず、国民の暮らしに大きな打撃を与える消費税の増税、さらに物価2%値上げ、生活保護費の切り下げなど、国民向けの予算は大幅に削減されます。一方で、大型公共事業の拡大などによる大企業への支援、国民には大增税を押しつける中で、消費税増税と相殺する高額住宅、自動車などへの減税、

自民党安倍内閣は冒頭から大金持ち優遇、国民いじめの政策を打ち出しました。そればかりではありません。TPP、米軍基地問題を初め、多くの国民に背を向ける取り組みをこり押しに進めております。

このような状況の中で、鹿島市民はどうでしょう。これまでも大変な農漁業はもちろん、零細企業、商店経営の人たちは、何とかしてくれと叫ばんばかりの今日の経済状況の中で頑張っております。特に、景気は回復状態にあると報道などされておりますが、鹿島においてはまだまだ実感できるものではありません。働き盛りの人たちに仕事がない、あってもほとんどが非正規社員。一時的な日雇いなどに、おおよそ安心して生活できる収入はあるはずがありません。そういう中で、市民は暮らしています。それに安倍内閣が進めるさらに負担増ということになれば、それこそ大げさでなく、命にもかかわる問題だと言わなければなりません。

そういう中での25年度の予算の問題ですが、予算の概要によれば、平成25年度の鹿島市一般会計当初予算は総額12,648,000千円で、対前年度比は2.2%の275,000千円の増となっております。経常的経費を極力圧縮し、後年度負担を考慮しながらも、平成23年度にスタートした第5次総合計画の推進のための重要な政策的事業、定住促進、子育て支援などの実現に向け、地域における中核都市として復活を目指す鹿島ニューディール構想推進の予算となっているとあります。

昨年6月、鹿島ニューディール構想なるものが発表になり、10年間に70億円予算を使って計画を取り組むことが発表されました。確かに早急に取り組まなければならないものもあるでしょう。しかし、この構想は市民は置き去りにされた市長主導が市民に押しつけられようとしています。市の財政も市民の暮らしも豊かなときは、まだしも許されるかもわかりません。しかし、今の市民の暮らしぶりの中で莫大な金をかけること、それは市民無視の状態では許すことができません。定住促進が盛んに言われておりますが、まずは鹿島市に住んでいる人たちが安心して、本当に鹿島市は暮らしたいというような、そういう鹿島市政であるならば、特別な手を打たなくても他の市町からほかの人たちが移り住むことだって考えられるのではないのでしょうか。

今、偶々の市民に手の届くような市政運用が必要なときですが、市は財政改革により職員の数を減らし続け、市民サービスの低下を招いていることは間違いのないことです。特に許せないのは、減らしても仕事はしなくてはいけないということになりますので、それを正規職員で補うのではなく、非正規職員で補おうという状況です。その非正規職員の占める割合が約50%弱ということですから、許せないことです。特に、市民に直接接することが多いと思われる市民部について調べてみますと、全体で186人中84人が正規の職員、非正規が82人となっています。その中でも、保険健康課では20人の正規職員に対し、13人の非正規職員、また福祉事務所に至っては16人の正規職員に46人の非正規職員、驚く実態です。非正規職員

の方も、正規職員と同じように一生懸命仕事をされております。しかし、いろんな待遇は異なります。

日本共産党は国会において、働く人は全て正規職員であるべきだという訴えをしてきています。鹿島市においても、働く市民の暮らしを守るために、職員の採用は市内の手本となるべきです。この後、同和問題を取り上げますが、まさに同じ仕事につく職員が差別をされているのではないのでしょうか。同和問題をいろいろ言うのなら、こういうところから手をつけるべきです。

さて、正規、非正規であれ、仕事の無理が心身ともに職員の体を悪くします。心身とも健康であってこそ、市民に対する対応も大きく異なります。体調の悪い中での職務は市民サービスの低下につながるものになります。特に、今回のように新たな大きな事業に取り組むことになれば、その部分に財政的にも職員も力を注がれて、市民生活の大事な部分が置き去りにされる心配が起きるのは当然のことですし、既にそのような傾向が見られます。ことしは計画より採用がわずかふやされておりますが、早く職員定数の正常化を取り戻すことが大事だと思います。

さて、私はこれまで予算、決算については行財政運営が公平公正でなければならないということを訴え続けてきております。つまり同和事業、同和予算です。国は昭和44年7月に同和对策事業特別措置法を制定しました。また、地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律などを制定し、財政面も特別な措置をとってきました。いろいろな取り組み、関係各所、関係団体の努力により同和行政は大きく改善され、大きな成果を上げたということで、国の特別施策は平成14年3月31日で終わったのではないのでしょうか。ですから、鹿島市も当然終わるべきです。

これまで長年の私の同和問題に対する指摘や審議の中で、人権問題、差別問題などあるということでこれまでの事業を継続している旨の発言がたびたびありました。しかし、仮にそのような問題があるとすれば、それは広く市民を対象とする一般施策の中でと意見を述べてきました。しかし、なかなか進展がない状態です。ただ、今回においては、同和団体の補助金が見直されております。これはこれまで言い続けたことを受けとめていただき、取り組みが進んだと思います。団体補助金削減ができたものです。しかし、それでも問題が解決されたとは言えません。

ちなみに、同和団体に対する補助金、部落解放同盟鹿島支部には昨年と同額の1,980千円、また全日本同和会には昨年より402千円少ない2,900千円の予算が組まれております。今、ほかのいろんな事業や団体に対する補助金は、財政改革の流れの中で削減をされたり、また減額をされております。特に、同和団体については、活動補助金の別に団体の研修会や大会に参加するための負担金や旅費などの丸抱えの分、これは再三の指摘にもかかわらず、何の改善もされていないということは許すことのできないことです。

最後になりますが、県内の2つの同和団体と同じテーブルに着いて話し合いをすることになったとの報告がありましたが、そこまで努力されたことは評価をしたいと思います。今後の話し合いで進展を見るまで力尽くしていただくことをお願いするものです。

さて、いろいろ申し上げてきましたが、25年度予算、まずは市民の厳しい暮らしに応えるものにはほど遠い。さらに、このような財政的に負担を押しつけている一方で、同和事業、また同和予算には全くと言っていいほど手がかつけれない。公平公正でなければならない大切な分にメスが入れられない25年度の一般会計の予算案には反対をいたします。

次に、第4号です。国民健康保険税の問題で発言をしたいと思います。

国保事業は、鹿島市のみならず、全国で厳しい財政運営が続き、国保税が払えない人が増加するばかりです。全国的にも払えないと医者にかかれず命を落とすということまで生まれております。この状況の中で、全国的には住民の要求に応じて国保税を引き下げる取り組みをする自治体もふえております。国保会計が苦しくなった一つの要因は、国が支出してきた国保に対する負担金を大幅に減らし続けてきたことにあると思います。さらには、高齢化が進む中で、医療費がふえたことも当然だと思います。高齢化が進んで医療費がふえることは当然のことでしょうが、このような状況の中で、国に至っては、この問題については何の具体的な手だてもすることをしませんでした。そればかりか、75歳以上の高齢者を国保から切り離す、まさに後期高齢者医療制度ですが、そういう制度をつくりました。差別の医療制度です。ところが、こんなことをしましたけど、国保の財政が好転したとは言えないと思います。

鹿島市においても、国保加入世帯が全世帯の約半分、5,000世帯強です。しかし、こういう中で、調べてみますと、約80%の世帯が所得税が2,000千円以下ということになっています。低所得者世帯の厳しいところには7割、5割、2割などの特別な軽減措置も設けられておりますが、低所得者世帯に滞納世帯が非常に多い状況です。また、自営業者などの人たちの滞納というのも非常に多いわけです。

こういう事態を見ますと、鹿島市の経済がいかに厳しいかということがよくわかります。そのような中、国保税は県内で一番高いものになっております。今、市民は生活を維持していく中で少しでも負担が少なくなるようにと願っています。国保税の引き下げは市民の暮らしを守るために急がなくてはいけないことです。

私はこの国保税の引き下げは、一般財源から繰り入れてでも早急にすべきだと思います。しかし、審議を通じ、今、市長は国保税の引き下げをということどころか、考える余地もないという状況しか見られません。私はこの国保税の予算案には反対をしたいと思います。

次に、第5号です。後期高齢者医療制度の問題です。

75歳になった途端、それまで加入をしていた公的医療機関から無理やり切り離されて別建ての医療制度に包み込んで、負担増と差別医療を押しつける後期高齢者医療制度、この高齢

者いじめの仕組みは世界でも例のないものと言われています。この制度について、導入当時から私はお年寄りを年齢で差別する、これは暮らしや健康に大きな打撃を与えることになることを指摘して、導入にも反対をし続けてきました。今では保険料を払えないで滞納している高齢者、医療も受けられないというような人も出てきているようです。まさに最初、私たちが考えていたことがそのままあらわれています。

医療が必要になった途端、こんなことでよいのでしょうか。高齢者を年齢で差別し、負担増や病院へ行けないなどの悩みを与えることは許せないことです。民主党が政権につく前に、参議院では当時、自公政権の野党が協力をして、この制度を廃案に追い込みました。民主党はさらにこの廃案を約束して政権につきましたが、政権についたら見事に裏切って、国民の願いを踏みにじってしまいました。私は高齢者を年齢で差別し、負担増などで高齢者を苦しめ続ける後期高齢者医療制度は速やかに廃止をすることだという立場で、この予算案にも反対をしたいと思います。

以上です。

○副議長（松尾勝利君）

ほかに討論はありませんか。6番議員伊東茂君。

○6番（伊東 茂君）

先ほど特別委員会委員長より予算審査状況を詳しく説明いただきました。議案第1号から第7号の議案について、私は賛成の立場で討論をいたします。

議案第1号につきましては、今回、歳入については法人市民税の増やたばこ税の収入増が見込まれてはいますが、地方交付税の減額、財源不足を補う財政調整基金、公共施設建設基金の繰り入れなど、財源確保には依然として苦しく、手放しで喜ばれる状況までは届いていません。景気回復への道りはまだまだ厳しい感は否めない。地元、この鹿島市を見てもみると、一部の業種によっては業績が上昇をしているものの、基幹産業である1次産業、また商業については自助努力だけではなかなか好転が難しい状況でもあります。今後も鹿島市の市税が大幅に伸びるということは難しいと予想される中、各事業、施設等、計画については今後も十分な審査を行わなければならないと思っております。

そういうふうな状況の中ではありますが、今年度より経常経費を全体で5%抑えるスクラップ・アンド・ビルド方式を取り入れ、財政健全化に努める努力がうかがえます。ニューディール構想の本格実施年度を迎え、各分野の主要事業には市民の要望に応えるとともに、また新たな分野へのチャレンジ精神が見られ、この地元鹿島が力強く動き出す期待感を覚えます。今後、さらなる本市の成長を目指してもらいたいと思っております。

この後、議案第2号から第7号までありますが、これも同じように私は行政の努力等も十分にうかがえると考え、賛成といたします。

以上です。

○副議長（松尾勝利君）

ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（松尾勝利君）

討論を終わります。

ここで委員長報告の訂正の申し出がっております。新年度予算審査特別委員長中西裕司君。

○新年度予算審査特別委員長（中西裕司君）

まことに申しわけございません。

1カ所は、平山地区の給水収益の問題で私は「20,000千円」と申しましたが、「2,000千円」の間違いでございますので、訂正方よろしくお願いいたします。

もう1つは、予算審議を終了後、討論、採決の結果、賛成多数で原案のとおり「認定」と申しましたけれども、「可決」ということでございますので、このことも訂正をよろしくお願いいたします。

以上です。

○副議長（松尾勝利君）

採決します。議案第1号 平成25年度鹿島市一般会計予算について、委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長（松尾勝利君）

起立多数であります。よって、議案第1号は提案のとおり可決されました。

次に、議案第2号 平成25年度鹿島市公共下水道事業特別会計予算について、委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長（松尾勝利君）

起立多数であります。よって、議案第2号は提案のとおり可決されました。

次に、議案第3号 平成25年度鹿島市谷田工場団地造成・分譲事業特別会計予算について、委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長（松尾勝利君）

起立多数であります。よって、議案第3号は提案のとおり可決されました。

次に、議案第4号 平成25年度鹿島市国民健康保険特別会計予算について、委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長（松尾勝利君）

起立多数であります。よって、議案第4号は提案のとおり可決されました。

次に、議案第5号 平成25年度鹿島市後期高齢者医療特別会計予算について、委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長（松尾勝利君）

起立多数であります。よって、議案第5号は提案のとおり可決されました。

次に、議案第6号 平成25年度鹿島市給与管理特別会計予算について、委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長（松尾勝利君）

起立多数であります。よって、議案第6号は提案のとおり可決されました。

次に、議案第7号 平成25年度鹿島市水道事業会計予算について、委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長（松尾勝利君）

起立多数であります。よって、議案第7号は提案のとおり可決されました。

午前中はこれにて休憩します。なお、午後の会議は午後1時15分から再開いたします。

午後0時14分 休憩

午後1時15分 再開

○副議長（松尾勝利君）

午前中に引き続き会議を開き、議案審議を続けます。

日程第16 議員提案第3号

○副議長（松尾勝利君）

日程第16. 議員提案第3号 鹿島市日本酒で乾杯を推進する条例の制定についてを議題といたします。

提出者を代表して、提案理由の説明を求めます。7番議員松本末治君。

○7番（松本末治君）

議員提案第3号 鹿島市日本酒で乾杯を推進する条例の制定について、提案理由の説明をいたします。

それでは、1ページ、日本酒の普及の促進に関し、条例を制定する必要があるので、この案を提出するものです。

制定理由ですが、鹿島市民にとって身近なものである乾杯の機会に、本市の伝統産品であ

る日本酒を用いることにより、日本酒の普及を通じた日本文化への理解と伝統製品の普及促進のため条例を定めることとしました。

日本の伝統文化を鹿島から市内外に情報発信する意味からも、市長並びに議会は条例の趣旨を市民に広く知らしめるとともに、日本酒を初めとする鹿島の伝統産業の振興に一層努めるものとしします。

今後、市などが主催する各種イベントで乾杯に日本酒を使うほか、民間団体等の宴会などでの利用を働きかけていきます。

この条例は理念的条例で、拘束力はありません。

条例制定を機に、日本酒になじんでもらい、日本の和の文化を感じる機会にしてほしいと思います。

次に、条例の内容ですが、議案書の2ページです。

鹿島市日本酒で乾杯を推進する条例

(目的)

第1条 この条例は、本市の伝統製品である日本酒（以下「日本酒」という。）による乾杯の習慣を広めることにより、日本酒の普及を通じた日本文化への理解の促進に寄与することを目的とする。

(本市の役割)

第2条 本市は、日本酒の普及の促進に必要な措置を講じるよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第3条 日本酒の生産を業として行う者は、日本酒の普及を促進するために主体的に取り組むとともに、本市及び他の事業者と相互に協力するよう努めるものとする。

(市民の協力)

第4条 市民は、本市及び事業者が行う日本酒の普及の促進に関する取り組みに協力するよう努めるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

以上で提案理由の説明を終わります。

提出者、鹿島市議会議員、中村一堯、同じく稲富雅和、同じく勝屋弘貞、同じく竹下勇、同じく角田一美、同じく伊東茂、同じく光武学、同じく徳村博紀、同じく福井正、同じく水頭喜弘、同じく橋爪敏、同じく中西裕司、同じく松尾征子、同じく松本末治。

以上でございます。

○副議長（松尾勝利君）

お諮りします。議員提案第3号の1議案は、会議規則第36条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（松尾勝利君）

御異議ないものと認めます。よって、議員提案第3号は委員会付託を省略することに決しました。

それでは、質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（松尾勝利君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（松尾勝利君）

討論を終わります。

採決します。議員提案第3号 鹿島市日本酒で乾杯を推進する条例の制定については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長（松尾勝利君）

起立全員であります。よって、議員提案第3号は提案のとおり可決されました。

日程第17 意見書第2号

○副議長（松尾勝利君）

次に、日程第17. 意見書第2号 有明海の再生につながる諫早湾干拓潮受堤防排水門の開門調査の前倒し実施等を求める意見書（案）について審議に入ります。

提出者を代表して、意見書（案）の提案理由の説明及び朗読を求めます。2番議員稲富雅和君。

○2番（稲富雅和君）

有明海の再生につながる諫早湾干拓潮受堤防排水門の 開門調査の前倒し実施等を求める意見書（案）

現在の有明海の状況をみると、佐賀県のノリ養殖は、ここ数年連続して生産日本一となっているが、県内漁場、特に鹿島地先漁場では、赤潮の発生による早い時期からのノリ色落ちが続くとともに、二枚貝については、全体の漁獲量の低迷が続くなど、漁業者にとって厳しい状況が続いている。

こうした中、諫早湾干拓潮受堤防排水門の開門調査については、これまで再三にわたって

本鹿島市議会をはじめ、佐賀県関係者が早期開門等を要請してきたが、政権交代後の2月2日、就任後初めて佐賀県を訪問した林農林水産大臣の見解や佐賀県等からの質問書に対する国の回答は、開門の前倒しは困難である等の内容であった。

開門期限である本年12月はノリ漁期に当たることから、この時期を避けるよう強く求めている地元関係者にとっては、極めて遺憾な状況である。

一方、開門に反対する長崎県側との協議の進展は見られない。

国には、福岡高裁の確定判決を確実に履行する義務があり、そのためには、開門に反対する長崎県側の理解を得ること等に最大限取り組まれるとともに、開門の開始時期を含め、開門実施に向けた具体的な行程表等を早急に示すことが求められている。

については、諫早湾干拓潮受堤防排水門の開門調査の前倒し実施等について、下記のとおり強く要望する。

記

- 1 開門開始時期については、漁業者の間に、ノリ漁期中の開門開始がノリ養殖を初め漁業に悪い影響を及ぼすのではないかと大きな不安があることから、ノリ漁期を避けた前倒し実施について再検討すること。
- 2 開門調査に向けた長崎県側の理解を得ること等のため、長崎県側との協議に迅速かつ積極的に取り組むとともに、関係者との話し合いを踏まえて、調査実現のための具体的な対策や行程表等を早急に示すこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年3月25日

佐賀県鹿島市議会

内閣総理大臣 安倍 晋 三 様
衆議院議長 伊 吹 文 明 様
参議院議長 平 田 健 二 様
農林水産大臣 林 芳 正 様
環境大臣 石 原 伸 晃 様

以上、意見書（案）を提出する。

平成25年3月25日

提出者	鹿島市議会議員	中 村 一 堯
〃	〃	稲 富 雅 和
〃	〃	勝 屋 弘 貞
〃	〃	竹 下 勇
〃	〃	角 田 一 美
〃	〃	伊 東 茂

〃	〃	松本末治
〃	〃	光武学
〃	〃	徳村博紀
〃	〃	福井正
〃	〃	水頭喜弘
〃	〃	橋爪敏
〃	〃	中西裕司
〃	〃	松尾征子

鹿島市議会議長 橋川宏彰様

○副議長（松尾勝利君）

お諮りします。意見書第2号は会議規則第36条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（松尾勝利君）

御異議ないものと認めます。よって、意見書第2号は委員会付託を省略することに決しました。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（松尾勝利君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（松尾勝利君）

討論を終わります。

採決します。意見書第2号 有明海の再生につながる諫早湾干拓潮受堤防排水門の開門調査の前倒し実施等を求める意見書（案）については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長（松尾勝利君）

起立全員であります。よって、意見書第2号は提案のとおり可決されました。

日程第18 農商工連携推進特別委員会報告

○副議長（松尾勝利君）

次に、日程第18. 農商工連携推進特別委員会の報告についてであります。

農商工連携推進特別委員会に付託されている農商工連携・6次産業推進（観光を含む）等に関する諸問題の調査研究の件について、同委員会から報告を行いたいとの申し出がありましたので、この際、これを許します。農商工連携推進特別委員長光武学君。

○農商工連携推進特別委員長（光武 学君）

これまで2年間にわたり農商工連携推進特別委員会として調査研究をしてまいりました。ただいまよりその報告をいたします。

去る平成23年6月30日付の本会議において農商工連携推進特別委員会を設置する案が提出され、1、本市議会に農商工連携推進特別委員会を設置し、7名の委員をもって構成する。2、議会は、農商工連携推進特別委員会に対し、農商工連携・6次産業推進等に関する諸問題の調査研究を付託する。3、農商工連携推進特別委員会は、議会の閉会中も調査研究を行うことができることと定め、議会在調査終了を議決するまで継続して調査研究を行うものとする事が決定されました。

委員会の委員は、中村一堯、稲富雅和、勝屋弘貞、光武学、徳村博紀、水頭喜弘、橋爪敏を委員として選出し、委員長に光武学、副委員長に勝屋弘貞が推薦され、決定いたしました。

なお、橋川議長がアドバイザーとして指導に当たられます。

農商工連携事業とは、農林漁業者と商工業者が互いの強みを連携させ、新たな商品等を開発することで地域の活性化及び個々の経営を向上させていくことを主眼に、平成20年7月21日に農商工連携推進促進法が施行され、法整備がされたところであります。

鹿島市においても基幹品目であるミカン、米、麦、大豆等の土地利用型作物が産地化されていますが、近年の単価の伸び悩みや後継者不足等、産地の維持のための戦略が模索されているところであり、商工業者においても同様の動きがあります。

そのような中において、農商工連携の活動を市議会及び鹿島市が一体となるべく、市議会に農商工連携推進特別委員会を、市では産業部の中に農商工連携推進室を設置し、市内農産物を活用した新たな商品開発、新たな販売戦略を目指した取り組みをしているところであります。

同時期から推進室では、新品種の大豆「オレリッチ50」の試験栽培を開始し、栽培を含め加工品開発に取り組み、ヘルシーとビューティーをコンセプトに半固形状タイプドレッシングの開発を行ったところであります。ネーミング、パッケージ、味については、市の活性化アドバイザーの意見を聞き、市内の農業者、加工業者に委託し、販路についても販売先を絞り込み、現在、活動を行っているところであります。さらには市内の農産物、副産物を活用した第2、第3の商品化に向けた活動を始めたところであります。

農業従事者の高齢化に伴う耕作放棄地は増加しており、軽量で基幹品目の作業と労力が競合しない品目の栽培実証と消費地からの必要品目を聴取し、栽培試験を行っているところであります。

つくれば売れる、よいものであれば売れる時代から、必要なものが売れる時代に変化しており、需要者との連携が産地の再興になると考え、大消費地の関東、関西を地産外消、九州の主要都市福岡までを地産地消の観点から品目の選定を行い、仲卸やテーマパークの料理長との連携を深めているところであり、そこから提案品目等の作付を計画しています。また、国内消費の頭打ちや消費の伸び悩みがあり、新たな戦略として海外市場についても観光と農業の推進に向け、活動を行いました。

以上のことを2年間に及び農商工連携推進特別委員会と農商工連携推進室では調査研究、そして意見交換をしてまいりました。

なお、特別委員会の開催を2回、執行部との意見交換会を2回、視察研修を1回、博多で開催された講演会に2回出席しておりますので、主な内容を報告します。

平成23年10月12日、佐賀県より森本最高情報統括官と小池最先端電子県庁担当係長を講師に招いて、委員会を開催しました。午前中は鹿島駅前周辺、祐徳稲荷神社、浜の酒蔵通り、道の駅鹿島等、現地視察を行い、午後は「ICTを活用した地域活性化」というテーマで講演を受け、その後、市内現地視察後の意見交換会を開催いたしました。講演の中で徳島県上勝町の彩事業を紹介していただき、この日の講演がきっかけで視察先に決定しました。

平成24年2月6日から2月8日にかけて行政視察研修を行いました。視察先は徳島県上勝町の株式会社「いろどり」の彩事業についてと愛媛県内子町の内子フレッシュパークのIT化した直売所を核とした地産地消の取り組みについてが研修の目的でした。

研修内容について紹介します。

まず、徳島県勝浦郡上勝町は、平成22年4月1日現在、人口1,964人、高齢化率は49.54%、四国で最も人口が少なく、徳島県内で最も高齢化率が高い町です。もとはミカンの産地でしたが、昭和56年2月のマイナス13度という局地的な異常寒波に襲われ、ほとんどのミカンが枯れ死、特産の香酸柑橘であるユコウやスタチも枯れ死寸前となり、農業は大打撃を受けました。そのような中、当時、農協の農業普及員だった横石知二氏により身近にある料理のつまものに使う材料を販売するという葉っぱビジネスが始まりました。昭和62年2月ごろから4人で「彩」と名づけて販売を始め、事業開始から25年経過し、今では全国へと販売網が広がっています。

情報力を高め、現場との距離を縮め、出荷・受注業務を効率化するために、当初、防災無線を活用。次に、コンビニの注文納品システムを取り入れた仕組みを考案。お年寄りに配慮し、ポインティング装置を導入するなど、パソコンを敬遠する高齢者にも使いやすいように考え、スムーズな情報伝達システムを構築。現在は80歳代のおばあちゃんでも、しっかりとITタブレットを日々の仕事で使いこなし、畑の中からでも注文がとれると喜ばれています。

現在、女性を中心とした組織で、平均年齢70歳、約200名が生産に取り組んでおられ、これらの生産物は軽量できれいであり、女性や高齢者でも取り扱うことができる商材となって

おり、現在の販売額は約260,000千円となっており、中には、年収10,000千円を稼ぐおばあちゃんもおられます。

次に、愛媛県内子町にある株式会社内子フレッシュパークからは、平成6年、産直の実験施設として設立。平成9年に内子町と町内の農家を初め、住民に広く呼びかけ、第三セクター方式で、株式会社内子フレッシュパークからりを設立。現在は資本金70,000千円、株主数677人となっており、住民が経営に対し関心を持ち、運営を支えています。ここは他の直売所に先駆けて商品の販売情報を記録し、集計結果を在庫管理やマーケティング材料として用いるPOSシステムと、「からりネット」と呼ぶ、売り上げ情報を携帯電話、音声電話、ファクスによって送信するシステムを導入し、在庫管理や出荷調整、売れ筋商品の分析結果などをリアルタイムで伝達することを可能としました。

商品管理については、生産者は減農薬・有機栽培に努力し、運用監査員が定期的に残留農薬の検査、不良品や不正を徹底的にチェックし、品質の安定保持に努めている。商品は100%内子産、「新鮮・安全・安心」にこだわり、消費者からの信頼も厚いとのこと。

設備としては、特産物販売所はもとより、パン工房、農村体験館、燻製工房、情報センター等があり、レストラン、パン工房、シャーベット工房は会社の経営となっております。レストラン「あぐり亭」は40人ほどの女性たちで構成され、農産物加工施設で市場に出荷できない農産物などを使い、加工品の製造や新商品開発をされています。

2年間の活動により、農商工連携推進特別委員会として所期の目的は達成しつつありますので、これで農商工連携推進特別委員会としての活動は終了します。

なお、今後は常任委員会の中でさらに調査研究を行い、現場の視察研修も実のあるものに行いたいと思っております。

農商工連携推進特別委員会委員長、光武学、副委員長、勝屋弘貞、委員、中村一堯、稲富雅和、徳村博紀、水頭喜弘、橋爪敏。

以上で報告を終わります。

○副議長（松尾勝利君）

ただいまの報告について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（松尾勝利君）

質疑はないようですから、以上で農商工連携推進特別委員会の報告を終わります。

日程第19 まちなか活性化特別委員会報告

○副議長（松尾勝利君）

次に、日程第19. まちなか活性化特別委員会の報告についてであります。

まちなか活性化特別委員会に付託されている鹿島駅前開発、県施設誘致、市民会館建設、商店街活性化、公共交通等に関する諸問題の調査研究の件について、同委員会から報告を行

いたいとの申し出がありましたので、この際、これを許します。まちなか活性化特別委員長松尾征子君。

○まちなか活性化特別委員長（松尾征子君）

まちなか活性化特別委員長の松尾征子です。本論に入る前に、一言報告したいと思います。

まちなか活性化特別委員会では、当初、松尾勝利委員を委員長、そして角田一美委員を副委員長に決めて活動を取り組みました。昨年中途で松尾勝利委員長が副議長に就任されましたので、その時点で私を委員長として、また角田一美副委員長として活動を続けてきたことを御報告して、本論に入りたいと思います。

平成23年6月30日、定例市議会においてまちなか活性化特別委員会が設置されました。委員会は7名の委員が選任され、加えてオブザーバーとして議長がつきました。委員長に松尾勝利委員を、そして副委員長には角田一美委員を決めて、委員会の活動が始まりました。

1、鹿島駅前開発、1、県施設誘致、1、市民会館建設、1、商店街活性化、1、公共交通に関する、この5案件です。これらの諸問題の調査研究が付託されました。

委員会は中心市街地の活性化について、鹿島市の中心市街地整備構想と整合性を保ちながら、4年間で総合的な調査研究に取り組むことにしました。その一環として、当面する肥前鹿島駅及び駅周辺の開発に対する問題を取り上げ、調査研究に当たることにしました。

まず、市当局、財政課、企画課、まちなみ建設課より市側の取り組みや考えの説明を受けました。それを受けて、委員会の内部会議を開いて、駅前開発について早急に検討することを決定しました。委員会としては、駅周辺に直接入り、現状を調査しました。それをもとに、市当局との協議を行いました。さらに、周辺住民の方の声を直接聞くこともしなくてはいけないということになり、駅周辺にお住まいの方で会をつくっておられる方に集まっていただくなどして意見交換会を取り組んできました。

そのような中で、やはり駅舎問題は駅を利用する人たちの意見を聞くことがまず必要ということで、駅利用者や周辺の事業所や住民の方にアンケートをお願いすることに決定しました。アンケートは11月から1カ月間、取り組みました。ちょうど鹿島市では文化祭や秋の蔵々まつり、福祉のつどい、議会報告会などが行われておりましたので、アンケート用紙を会場にお願いし、取り組むことができました。加えて、全議員もアンケートを持ち、調査に取り組んでくださいました。

鹿島駅には委員が直接出かけ、始発列車から最終列車に乗りおりされる皆さんや主な企業、商店などにもアンケートをお願いしました。学生は特に積極的にアンケートに応じてくれました。もちろん鹿島市民だけでなく、観光客であろうと思われる人も快く記入をしてもらいました。12月に入ると、すぐにアンケートの集計作業に入り、12月中旬にはアンケートの結果の分析に入りました。アンケートを取りまとめたことにより、市当局に提言書を提出するため、数回にわたって提言書の検討を重ねました。最終的に内容の確認を終え、アンケート

の取り組みから3カ月かかって提言書ができ上がりました。これを議会全員協議会に諮り、説明をして、24年2月9日、市長に提出、提案しました。今後取り込まれる駅舎改築事業、駅前広場整備事業、駅周辺の整備事業の事業実施に当たり、提出した提言書の趣旨を十分に理解され、これからの鹿島市における関係事業計画へ反映され、具体化されることを願って、提言書を提出したものです。

その内容の要旨について御報告します。

1、駅舎改築について。

駅舎を改築するに当たり、最小限の投資に抑えながらも、JR利用部分と公共部分の配置の工夫やスペースを確保することで大きく建設費を増加することなく、市民や利用者の利便性を向上させる必要がある。

トイレの改築、軽食ができる喫茶ルームの併設、駅舎内の物産センターを増床、充実する。次に、駅前広場整備について。

現在、駅のすぐ前にはJRの有料駐車場であり、送迎車は路上やあいたスペースに駐停車することになり、特に送迎の車は駅と祐徳ビル間の道路上に3列に並び、停止して待っている状態である。運転者はもとより、歩行者にとっても大変危険である。不便を感じている。

1つ、JR所有の駐車場の開放、次に、送迎用駐車場の整備、次に、マイクロバススペースの確保。

3つ目として、駅周辺の整備について。

鹿島駅周辺は公共交通機関の重要なポイントであり、鹿島市の顔である。現在の利用者の多くは通学者だが、鹿島市の観光戦略を成功させるためには、圧倒的に多い自家用車や観光バス利用の観光客に加え、時間的に余裕がある鉄道利用の観光客へのアプローチは必要不可欠なものになってくる。鹿島駅及び周辺は現在利用の通勤通学者の利便を図るとともに、鹿島市の顔として観光客の目を意識したものにし、発酵文化食品、酒蔵見学、地方文化との触れ合いを紹介していく情報基地の役割を担うものにしたい。

商業施設については、民間資本による出店が待たれるところではあるが、昭和50年代に活発に投資されたが、撤退が相次いでいることを考えても、今のままでは商業ベースに乗ることは難しく、誘致するには公営駐車場の無料利用などの優遇措置を考える必要がある。

1つ、ゲームセンター、ボーリング場、アミューズメント施設、2つ、喫茶店、甘味どころ、レストラン、食堂、3つ、鹿島市を中心とした案内板。

計画策定に盛り込まれるべき事項とその視点。

駅舎の改築や駅前広場などの計画をお聞きしていますが、市民の希望がどこにあるか、利用者の利便性を図るにはどのような形がよいかを盛り込むことで、同程度の事業費でも満足感が変わってきます。駅舎改築に当たっては、駅の業務として使用する部分と利用者のサービスに供する部分の面積配分やレイアウトの工夫により駅利用者の利便性は格段に上がるも

のと考えられます。また、駅舎前に大きな軒を突き出すことにより、駐車場利用者、タクシー利用者、雨天時のトイレの利用など改善が図られます。

なお、今後、外国人観光客が鉄道を利用して鹿島市に入ることが想定されるので、4カ国語の表示を心がけることも必要でありますという内容のものであります。

アンケートの取り組みで、駅利用者や周辺住民を初め、市民の要求がまとまり、具体的にどのように取り組んでいくかということで先進地の視察を行うことにしました。

目的は、JR鹿島駅前のにぎわいの創造と、それに隣接する中心商店街の活性化のヒントを学習することです。

視察地は、まず豊後高田市、昭和のまちの現地と豊後高田市役所、1、延岡市役所と山下新天街、JR日向駅、JR高鍋駅、1、都城市役所とオーバルパティオ。

まず、豊後高田市です。

豊後高田市は町なかのにぎわいを創出するために、キーワードとして商店街が一番にぎわっていた昭和30年代と定め、それに向かって取り組みを進めてきていました。ここは観光客に土産を売ることが目的ではなく、地元の人が買い回れる昔ながらの商品構成や店づくりでした。もちろんその中には観光客目当ての店も二、三店舗はありました。個々の商店街が続いていけるのは、1つに、日用品、日々生活に必要な生鮮食品などがあること、またほとんどがみずからの持ち家で営業されているということでした。

ちなみに、観光客に物を売るのが目的でなかったところが、今日、40万人の観光客を迎えることになったそうです。少し離れた駐車場近くには、米蔵を利用して観光客用の中心施設、昭和ロマン蔵を整備してありました。

ここでは道路整備や個々の店舗の修復などに多額の金をかけていないことで、それぞれに大きな負債を抱えることがなく、それが継続している理由なのかも知れません。

延岡市では、JR延岡駅の改築が計画されていました。既存の建物を残しながら、それを包み込むように増築してありました。市民活動の拠点となる場所づくりも、一般の人の目に触れる活動拠点にしようというものでした。山下商店街を中心に、駅前のにぎわいを創造するために、いろんなイベントを通じて活動がなされています。それは一部の人の取り組みではなく、スタッフの年齢層の厚いことが成功に進んでいる大きな要因ではないでしょうか。

特に、駅前の改築に当たっては、100名を超えるワークショップで議論、検討されていました。それだけの市民がスタッフとして参加していることはすばらしいことだと思いました。かつて鹿島市においても、昭和の終わりから平成の初めにかけて取り組んだことが思い出されます。これからの鹿島市のまちづくりに大変参考になりました。

都城市では、全国的に検討されていたパティオ事業、つまり店舗等集団化事業、これを7店舗で取り組みを始められて、現在も運営されているという先進地です。

この特徴的なのは、中心に中庭を設け、車社会や限られた敷地面積を考慮して、国の基準

より中庭の面積を抑え、周辺に確保するという取り組みがされていました。さらに、計画は専門のコンサルタント任せではなく、各個店の経営状況の分析、将来性の予測をみずから行うことにより投資を徹底的に抑え、身の丈に合った事業を取り組んだことが現在も空き店舗なく継続できていることにつながったとの説明を聞くことができました。

当初からすると、3店舗が入れかわったが、事務局において各店舗の経営状態が把握できているために、後に来る店舗を短期間で選定でき、空き店舗をつくらずに継続されているということでした。人任せ、行政頼みではなく、一番のリスクを背負うみずからが行動を行うことが成功している大きな要因だと思われます。

今回の先進地研修では、国、県、市など、いろんな補助を利用しながらも、その地域に合ったものに適用していくことが大切なことで、国のマニュアルやコンサルタント任せでは行き詰まるのではないだろうかと感じました。

今回の視察で感じるのは、駅、駅周辺の整備、さらに中心商店街の活性化は一体のもののようにすけれども、それぞれ別のものなので、あわせて考え、取り組むことは難しいのではないかと思います。駅、駅周辺の整備は、実際に利用している人をさらに分析して、将来をも見越して利用者の利便性を上げる必要があると思われます。商店街の活性化は駅利用者による客の増加に期待をかけるものではなく、誰をお客に迎えるかということをしっかり見定めて、個人はもちろん、消費者も含めて、地域の問題としてみずから研究、行動することが必要だと思われました。

委員会の視察が終わった直後の6月、鹿島市はニューディール構想を市民に発表しました。しかし、発表された時点で、議会はもちろん、市民にも要求を聞くなど、何の手だてもされておりませんでした。そんな中で、区長会から市民8,331名の署名が添えられた賛同が市長に出されました。委員会としても、市当局から詳しい計画など説明を受け、協議を進めました。1月18日、議会全員協議会に鹿島ニューディール構想、鹿島シビックセンター再整備構想が提出されました。10年間で70億円かけるというニューディール構想の全体的な計画も示されないまま、突然の発表に、委員会としてもさまざまな角度から検討するため、協議、研究を続けていくことにしました。莫大な税金をかけるのだから、市民全てが本当によかったと思えるような事業の取り組みが必要だと思われます。

委員会が組織された直後に、具体的にまちづくりのための鹿島ニューディール構想が発表されましたので、これまで委員会に付託された調査研究については、これでとどめにしたいと思います。これからはまちづくりの具体的に提案されている鹿島ニューディール構想を基本にして、発展的に協議が進められることを望んで、委員会の報告を終わりにしたいと思います。

まちなか活性化特別委員会、委員、竹下勇、角田一美、伊東茂、松本末治、福井正、中西裕司、松尾勝利、松尾征子。

以上でございます。

○副議長（松尾勝利君）

ただいまの報告について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（松尾勝利君）

質疑はないようですから、以上でまちなか活性化特別委員会の報告は終わります。

しばらくお待ちください。

〔資料配付〕

○副議長（松尾勝利君）

ただいま伊東茂議員外5名から鹿島ニューディール構想調査特別委員会設置に関する動議が提出され、所定の賛成者がありますので、動議は成立いたしました。

お諮りします。この際、本動議を日程に追加し、議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（松尾勝利君）

御異議ないものと認めます。よって、鹿島ニューディール構想調査特別委員会設置に関する動議を直ちに議題とすることに決しました。

日程第20 鹿島ニューディール構想調査特別委員会の設置に関する動議

○副議長（松尾勝利君）

それでは、日程第20. 鹿島ニューディール構想調査特別委員会の設置に関する動議1件の審議に入ります。

提出者を代表して、動議の朗読を求めます。6番議員伊東茂君。

○6番（伊東 茂君）

鹿島ニューディール構想調査特別委員会の設置に関する動議

1. 本市議会に鹿島ニューディール構想調査特別委員会を設置し、14名の委員をもって構成する。
2. 樋口久俊市長は間もなく市制60周年を迎えようとしている鹿島市の現状について、県南西部での「地域における中核都市」の地位を確保し、市の活力を回復するため市民一丸となり取り組むべきと考え、平成24年6月「鹿島ニューディール構想」を発表された。構想の体系は、1. 安全・安心のまちづくり、2. 交通体系の整備、3. 様々な施設の再整備、4. 産業振興の4つの柱で構成され、計画期間は10年間、事業費総額を概ね70億円と見込んでいる。

4つの柱の中で優先的に取り組む施策として、様々な施設の再整備「鹿島シビックセ

ンター再整備構想」に現在着手し事業が進められている。対象となる公共施設は①鹿島市庁舎②市民会館の整備③生涯学習センターエイブル④福祉会館⑤防災機能を集約した危機管理センターの整備⑥佐賀県鹿島総合庁舎移転の提案⑦鹿島警察署の移転⑧中心市街地での公的施設再整備⑨J R 鹿島駅の駅舎改築・周辺整備⑩J A施設再編であり、現在市側は各関係機関と調整を行っている。

所掌の常任委員会（文教厚生産業委員会）、前特別委員会（まちなか活性化特別委員会）が、事業対象となる先進地への行政視察を行い、報告書・提言書を提出してきた。また、進捗状況に合わせ、現地調査・関係機関への聞き取り、全員協議会を重ねてきた。鹿島シビックセンター再整備の全体スケジュール案、中心市街地での公的再整備（ショッピングセンターピオへの公的施設移転）の事業経費・移転フローが明らかになり区長会・市民の皆さんから議会へ向け調査内容・調査状況、正確な情報の説明責任を求められている。

議会は市民の皆さんの負託に応える責務を重く受け、「鹿島ニューディール構想」全ての計画について全議員による早急な調査・研究、議論を深め、調査におけるチェック機能の強化を図るために、鹿島ニューディール構想調査特別委員会に対し、上記に関する諸問題の調査・研究を付託する。

3. 鹿島ニューディール構想調査特別委員会の本調査、研究に要する経費は、予算の範囲内とする。

4. 鹿島ニューディール構想調査特別委員会は、議会の閉会中も調査、研究を行うことができるものとし、議会が調査終了するまで継続して調査、研究するものとする。

以上、動議を提出する。

平成25年3月25日

提出者	鹿島市議会議員	伊 東	茂
	鹿島市議会議員	光 武	学
	鹿島市議会議員	橋 爪	敏
	鹿島市議会議員	福 井	正
	鹿島市議会議員	松 本	末 治
	鹿島市議会議員	角 田	一 美

鹿島市議会議長 橋 川 宏 彰 様

○副議長（松尾勝利君）

質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（松尾勝利君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（松尾勝利君）

討論を終わります。

これより鹿島ニューディール構想調査特別委員会の設置に関する動議を採決いたします。
原案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長（松尾勝利君）

起立全員であります。よって、鹿島ニューディール構想調査特別委員会の設置に関する動議は可決されました。

お諮りします。ただいま設置されました鹿島ニューディール構想調査特別委員会の委員選任については、委員会条例第8条第1項の規定により中村一堯君、稲富雅和君、勝屋弘貞君、竹下勇君、角田一美君、伊東茂君、松本末治君、光武学君、徳村博紀君、福井正君、水頭喜弘君、橋爪敏君、中西裕司君、松尾征子君、以上14名を指名したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（松尾勝利君）

御異議ないものと認めます。よって、ただいま指名をいたしました14名の諸君を鹿島ニューディール構想調査特別委員会の委員に選任することに決しました。

暫時休憩します。

午後2時7分 休憩

午後2時20分 再開

○副議長（松尾勝利君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど全協室におきまして、鹿島ニューディール構想調査特別委員会の委員長及び副委員長の互選を行いました。この結果を報告いたします。

特別委員会の委員長に松尾征子君、副委員長に光武学君、以上のとおり決定をいたしました。

しばらくお待ちください。

〔資料配付〕

○副議長（松尾勝利君）

お諮りいたします。鹿島市議会会議規則第99条の規定により、お手元に配付のとおり、鹿島ニューディール構想調査特別委員会委員長から議長宛てに閉会中継続調査申出書が提出さ

れております。

平成25年3月25日

鹿島市議会議長 橋川宏彰様

鹿島市議会鹿島ニューディール構想調査
特別委員会

委員長 松尾征子

閉会中継続調査申出書

本特別委員会は調査中の事件について、下記により閉会中もなお継続調査を要するものと決定したので、鹿島市議会会議規則第99条の規定により申し出ます。

記

- 1 事 件 鹿島ニューディール構想に関する諸問題
- 2 理 由 内容及びその重大性で、今後なお検討を要するため
- 3 期 限 調査終了まで。

この際、これを日程に追加し、議題といたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（松尾勝利君）

御異議ないものと認めます。よって、この際、閉会中継続調査申出を日程に追加し、議題とすることに決しました。

日程第21 閉会中継続調査申出

○副議長（松尾勝利君）

それでは、日程第21. 閉会中継続調査申出の審議に入ります。

お諮りいたします。特別委員会委員長から申し出の件を閉会中の継続調査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（松尾勝利君）

御異議ないものと認めます。よって、特別委員会委員長から申し出の調査中の事件については、申出書のとおり、閉会中の継続調査に付することに決しました。

以上をもちまして今期定例会に付議された案件は全部終了いたしました。

よって、今期定例会は本日をもって閉会といたします。お疲れさまでした。

午後2時24分 閉会

以上、会議の次第を記載し、内容については正当なることを認め、ここに署名する。

平成 年 月 日

鹿島市議会議長 橋川宏彰

鹿島市議会副議長 松尾勝利

会議録署名議員 13番 中西裕司

同 上 14番 松尾征子

同 上 1番 中村一堯

同 上 2番 稲富雅和